

平成 3 0 年

国見町議会会議録

第 1 回 定例会

平成 30 年 3 月 1 日開会

平成 30 年 3 月 15 日閉会

国 見 町 議 会

平成30年第1回（3月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（3月1日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	7
陳情の委員会付託	7
議案の上程（報告第1号～議案第28号）	7
町長施政方針並びに提案理由の説明	7
協議会関係の報告	14
散会の宣告	14

第2号（3月2日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
一般質問	19

5番 佐藤定男君	19
①運転免許証自主返納者への支援について	
2番 村上 一君	22
①町の基幹産業である農業政策について	
7番 渡辺勝弘君	27
①水道事業にかかる基本的な考えについて	
11番 浅野富男君	34
①農産物加工施設について	
1番 松浦和子君	41
①防災教育の強化について	
8番 松浦常雄君	45
①視覚障害者への支援について	
散会の宣告	49

第3号（3月6日）

議事日程	51
出席議員	52
欠席議員	52
遅参及び早退議員	52
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	52
本会議に出席した事務局職員	52
開議の宣告	53
報告第 1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について	53
議案第 1号 国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	53
議案第 2号 くにみ農業ビジネス訓練所設置条例	54
議案第 3号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例	57
議案第 4号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	57
議案第 5号 国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	60
議案第 6号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例	61
議案第 7号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	62
議案第 8号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた	

	めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	65
議案第 9 号	国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	66
議案第 10 号	町道路線の認定について	66
議案第 11 号	平成 29 年度国見町一般会計補正予算 (第 6 号)	67
議案第 12 号	平成 29 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	75
議案第 13 号	平成 29 年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	75
議案第 14 号	平成 29 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	76
議案第 15 号	平成 29 年度国見町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	76
議案第 16 号	平成 29 年度国見町土地開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)	77
議案第 17 号	平成 29 年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算 (第 1 号)	77
議案第 18 号	平成 29 年度国見町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	78
	散会の宣告	78

第 4 号 (3 月 15 日)

	議事日程	81
	出席議員	82
	欠席議員	82
	遅参及び早退議員	82
	地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	82
	本会議に出席した事務局職員	82
	開議の宣告	83
議案第 19 号	平成 30 年度国見町一般会計予算	83
議案第 20 号	平成 30 年度国見町大木戸財産区特別会計予算	106
議案第 21 号	平成 30 年度国見町入山財産区特別会計予算	106
議案第 22 号	平成 30 年度国見町公共下水道事業特別会計予算	107
議案第 23 号	平成 30 年度国見町後期高齢者医療特別会計予算	107
議案第 24 号	平成 30 年度国見町国民健康保険特別会計予算	108
議案第 25 号	平成 30 年度国見町介護保険特別会計予算	108
議案第 26 号	平成 30 年度国見町土地開発事業特別会計予算	109
議案第 27 号	平成 30 年度国見町渇水対策施設特別会計予算	109
議案第 28 号	平成 30 年度国見町水道事業会計予算	110
	常任委員長報告 (陳情第 21 号)	110

追加日程の議決	111
町長提案理由の説明	111
同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて	112
発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	112
議員の派遣について	113
常任委員会の所管事務調査について	113
町長挨拶	113
閉議及び閉会の宣告	114

国見町告示第3号

平成30年第1回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月15日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成30年3月1日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（10名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	7番 渡辺勝弘君
8番 松浦常雄君	9番 （欠番）	10番 阿部泰藏君
11番 浅野富男君	12番 （欠員）	13番 八島博正君
14番 東海林一樹君		

・ 不応招議員（1名）

6番 村上正勝君

第 1 目

平成30年第1回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年3月1日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第21号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 第 5 報告第 1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
- 第 6 議案第 1号 国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 第 7 議案第 2号 くにみ農業ビジネス訓練所設置条例
- 第 8 議案第 3号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 4号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 5号 国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 6号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 7号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 8号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 9号 国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第10号 町道路線の認定について
- 第16 議案第11号 平成29年度国見町一般会計補正予算（第6号）
- 第17 議案第12号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第13号 平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第14号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第15号 平成29年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第16号 平成29年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第17号 平成29年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第18号 平成29年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第19号 平成30年度国見町一般会計予算

- 第 2 5 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度国見町公共下水道事業特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度国見町介護保険特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度国見町湧水対策施設特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度国見町水道事業会計予算

・出席議員（10名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	7番 渡辺勝弘君
8番 松浦常雄君	9番 （欠番）	10番 阿部泰藏君
11番 浅野富男君	12番 （欠員）	13番 八島博正君
14番 東海林一樹君		

・欠席議員（1名）

6番 村上正勝君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
税 務 課 長	吉田義勝君	住民生活課長	村上幸平君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	蓬田英右君
まちづくり 交流課長	菊地弘美君	建 設 課 長	阿部正一君
上下水道課長	澁谷康弘君	会計管理者兼 会計課長	黒木浩子君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、村上正勝議員より、入院治療のため本定例会を欠席する旨、届け出がありました。

また、企画情報課長より、会計検査院実施検査のため本日の定例会を欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番松浦常雄君及び10番阿部泰藏君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの15日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

平成29年第4回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告1件、条例9件、一般議案1件、補正予算8件、新年度予算10件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情2件であります。

一般質問の通告は6議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、私より本席から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告をいたします。

去る2月20日、平成30年福島地方水道用水供給企業団議会定例会が開催されました。

提出されました議案は第1号から第6号の6件でございます。

第1号は平成29年度事業会計補正予算、議案第2号は平成30年度事業会計予算、議案第3号、4号、5号は条例制定の件でございました。6号につきましては、条例の一部を改正する条例制定の件であります。

いずれも原案どおり可決承認されました。

詳細は、お手許に配付してございます資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇陳情の委員会付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日まで受理した請願・陳情は、陳情2件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第21号は産業建設常任委員会に付託し、陳情第20号は資料配付のみといたしましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第1号～議案第28号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第1号から日程第33、議案第28号までの報告1件及び議案28件を一括上程いたします。

なお、この29件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第1号から議案第18号までの19件については、6日に議案説明、質疑、採決を行い、議案第19号から議案第28号までの各新年度予算については、最終日の15日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長施政方針並びに提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに平成30年第1回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご壮健にてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会には、平成30年度一般会計並びに各特別会計予算のほか、当面する重要な議案をご提案を申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、平成30年度の町政に係る施政方針について、その所信を申し上げます。

私は町長就任以来、「復興・絆・交流連携」、「国見の未来をみんなでつくらしよう」をスローガンに、「オール国見」の精神を念頭に置きながら、町政運営に全力で取り組んできたところでございます。今後とも、「東日本大震災からの復興・再生」、「安全安心な町政の実現」、「活力ある町政の実現」、「思いやりのある町政の実現」、「国見町の継続的な維持発展」の5つの目標を国見町の復旧・復興の諸課題を解決するための重点課題として、引き続き推進することとしておるところでございます。

また、間もなく東日本大震災から7年がたとうとしているところでございますが、国・県などの関係機関、議会をはじめ町民の皆様方の献身的なご努力によりまして、住宅除染の完了、県北浄化センター汚泥の全量搬出、役場庁舎の再建、道の駅国見あつかしの郷の建設など、国見町の復興再生は新たなステージを迎えようとしているところでございます。

そこで、復興・再生期間の終了を見据え、国見町の自治体としての維持発展を将来に向けて強固とするために、町政の原点回帰を図り、復興・再生を意識しつつも、新年度からは、交流連携事業へ軸足を移した政策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

まず、原発事故からの復興・再生に向けては、これまで同様、県をはじめ関係機関と連携し、引き続き風評対策に取り組みますとともに、除染廃棄物の中間貯蔵施設への早期搬出、東京電力への損害賠償請求などを強く求めてまいります。

また、交流連携につきましては、地域活性化の拠点としての道の駅国見あつかしの郷の利活用はもとより、地域おこし協力隊の招致、仙台圏をターゲットとした各種プロモーション活動に新たに取り組むほか、農業ビジネス訓練所の運営設置などによる新たな産業振興にも取り組んでまいります。

また、パークゴルフ教室や高齢者運転免許返納支援事業、子育て世代包括支援センター事業、小中学校電子黒板導入事業などの少子高齢化対策にも、新たに取り組んでまいりたいと考えてございます。

さらに、町民の安全安心への対策、産業の振興、教育や文化・スポーツの推進などについても鋭意取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、平成30年度の町政運営の基本的な考え方について、所信の一端を申し上げたところでございます。

それでは、平成30年度一般会計当初予算編成方針及びその骨格について申し上げます。

まず、予算編成の背景でございます。

国・県の状況を踏まえ、厳しい財政状況の中でも、第5次国見町振興計画に掲げた

基本理念の実現を目指し、有利な補助事業等を十分に精査し、予算編成を行った結果、「復興・絆」・「交流連携」原点回帰予算ということで、総額50億5000万円となったところでございます。

それでは、平成30年度一般会計予算の概要について、ここからご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、町税に伸びが見込まれるものの、国・県支出金、地方交付税におきましては、復旧・復興事業量の減少に伴いまして、大幅な減を見込んだところでございます。

次に、歳出につきましては、第5次国見町振興計画の実現に向けた政策に重点的に配分しますとともに、「国見のみらいをつくる5つの目標」を実現するため、所要の経費を計上したところでございます。

まず、東日本大震災からの復興・再生についてでございます。

仮置き場の適正な管理、ため池放射性物質対策事業を進めますとともに、放射線対策健康管理事業、果樹改植等の福島営農再開支援事業、県外での農産物PR事業などに所要の経費を計上したところでございます。

次に、安全安心な町政の実現につきましては、町道等の補修にかかる自治協議会事業、Jアラート新型受信機導入事業、防災訓練の実施、防犯灯LED化、消防設備の充実などに所要の経費を計上したところでございます。

次に、活力ある町政の実現につきましては、昨年5月3日にグランドオープンしました道の駅国見あつかしの郷の運営を確固たるものにするとともに、交流人口拡大のための復興・絆・元気活力事業、観光・交流事業として、義経まつり事業、復興・絆イルミネーション事業、くにみしゅらん事業などに所要の経費を計上したところでございます。

次に、思いやりのある町政の実現につきましては、くにみもたん広場事業や幼稚園預かり保育事業、子どもクラブ事業など子育て支援の強化、生きがいデイサービス事業、いきいきサロン事業などの高齢者対策の推進、さらに道の駅と連携しました木育広場つながる一む事業などに所要の経費を計上したところでございます。

次に、国見町の継続的な維持発展につきましては、「町長と対話の日」をはじめ、町内で活躍する各自治体との懇談会の開催、また、全国からご支援をいただくふるさと納税事業、さらには、空き家等対策事業、若者交流事業などに取り組むとともに、歴史を活かしたまちづくり事業のほか、報道機関やインターネットを活用した国見町内外への情報発信事業を強化するための所要の経費を計上したところでございます。

このほか、新規事業では、交流連携の観点からは、災害協定締結町との交流事業、観光ガイド育成事業など、高齢化・健康増進対策の観点からは、健康運動教室事業など、それから、地域活性化対策の観点からは、農業ビジネス訓練所運営事業、食の安全安心発信事業など、それから、子育て支援・少子化対策の観点からは、産後ケア事業など、安全安心対策の観点からは、川内新割排水対策事業などに新規の所要の経費を計上したところでございます。

次に、平成29年12月第4回議会定例会以降の町政執行等の主なものについて申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、東日本大震災の早急な復旧・復興について申し上げます。

最初に、除染対策についてでございます。

上野台運動公園などの公共施設に保管しております除去土壌等につきましては、現在、環境省におきまして、中間貯蔵施設への運搬が進められてございます。引き続き、仮置き場に保管しております除去土壌等につきましては、環境省と協議の上、早期の搬出を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、県北浄化センター仮設汚泥乾燥施設について申し上げます。

昨年4月より解体作業を進めておりました仮設汚泥乾燥施設は、去る2月15日に県との覚書に基づく町としての撤去状況の確認を行ったところでございます。

次に、ため池放射性物質対策事業について申し上げます。

ため池8カ所の実施設計につきまして全て完了しまして、現在は4カ所の対策工を実施しており、残りの4カ所の対策工につきましては、次年度以降、条件が整った箇所から速やかに実施をしてまいりたいと考えてございます。

次に、福島第一原発の事故に伴う町民の皆様の健康管理事業について申し上げます。

ホールボディカウンターによる内部被曝検査でございますけれども、2月末までに受検された皆様につきましては、健康に影響の与えるような数値は検出されておらず、ガラスバッチによる外部被曝検査につきましても、健康に影響の与えるような数値が検出された方はおりませんでした。

次に、平成30年産米の作付について申し上げます。

まず、放射性物質の吸収抑制対策についてでございます。

平成28年産米の全量全袋検査におきまして、全ての米が測定下限値未満でありましたことから、平成29年度におきましては、吸収抑制対策を実施しない検証圃場を設定しまして作付を行ったところ、全てにおきまして、測定下限値未満でありましたことから、平成30年産米の吸収抑制対策につきましては、実施しないということとさせていただきます。

また、生産調整に伴います生産数量目標の設定につきましては、県が設定した生産数量の目安に基づき、各地区での説明会の開催をいたしたところでございます。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

12月から1月にかけてまして、出荷の最盛期を迎えましたあんぼ柿を中心に、東京・日本橋ふくしま館をはじめ、首都圏でのPRに努めてきたところでございます。

続きまして、安心安全なまちづくりについて申し上げます。

まず最初に、交通事故死者ゼロ5000日達成についてでございます。

国見町では、平成16年6月17日に交通死亡事故が発生して以来、交通事故死者ゼロを更新してまいりました。平成30年2月25日午前0時をもって、交通事故死者ゼロ5000日を達成したことによりまして、先般、福島県交通対策協議会長であります福島県知事より、2月27日でございますけれども、その表彰伝達が行われ

たところでございます。

今回の交通事故死者ゼロ5000日の達成につきましては、町民の皆様をはじめ、警察などの関係機関のご理解とご協力のたまものでございまして、引き続き死亡事故ゼロが継続できるように自然体でその啓発に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、消費者行政事業について申し上げます。

2月12日に開催しました野崎洋光先生の講演会では、食生活をはじめ、地産地消の取り組みに向けてご提言もいただいたところでございます。

続きまして、活力あるまちづくりについて申し上げます。

まず、道の駅国見あつかしの郷の状況についてでございます。

開業から間もなく10カ月になります道の駅の来場者は、2月25日時点で156万人を超えてございまして、県北地域はもとより、仙台、仙南圏域を中心に多くの来場者を迎えているところでございます。町では引き続き、町民に親しまれる道の駅の運営と、それから経営の安定化に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

次に、6次化に向けた取り組みについて申し上げます。

農産物加工場MOMO・CO（ももこ）を利用しましたセミナーにつきまして、6次化商品の開発や創業につながるように取り組んできているところでございます。

次に、歴史を活かしたまちづくりについて申し上げます。

昨年1月に開館いたしました、あつかし歴史館につきましては、今年1月末時点で4,400人を超える来館者を数え、今後とも地域の方々や大学との連携による取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

次に、「明日へ。きずなイルミネーション事業」について申し上げます。

今回は道の駅国見あつかしの郷をメイン会場に実施し、あつかし山ビッグツリーとともに町民参加型の事業としまして、年末年始の国見町の風物詩として定着をいたしているところでございます。

続きまして、思いやりのあるまちづくりについて申し上げます。

まず、道の駅に併設しております子ども木育広場「つながる一む」につきましては、屋内遊び場「くにみもたん広場」との連携によりまして、町内外から多くの皆様にご利用をいただいております。

次に、木育推進事業について申し上げます。

平成28年3月にウッドスタート宣言を行い、その一環としまして、平成29年に誕生した子どもたちに国見産の杉材で製作しましたおもちゃを贈呈するとともに、2月17日から18日にかけて、森のおもちゃフェスティバルを開催し、町内はもとより、県内外からも多くの親子連れのご来場をいただいたところでございます。2,000人を超えるご来場をいただいたところでございます。

最後に、町民の皆様との連携や維持発展させることについて申し上げます。

まず、「まち・ひと・しごと創生事業」についてでございます。

「地域プロモーション事業」としまして、12月から1月にかけて、まちのトレジャーハンティングを開催しまして、自然、風景、歴史、人など、町の隠れた資源を再認識しますとともに、町に対する愛着や誇りの醸成と当事者意識を持った人材の育成など、今後、町として取り組むべき方向性について、参加者全体でその意識を共有したところでございます。

次に、域学連携事業について申し上げます。

福島大学や桜の聖母短期大学などとの域学連携事業につきましては、内谷地区、徳江地区での集落活性化事業をはじめ、大木戸地区まるごと博物館事業、国見の未来づくりワークショップや食育推進プロジェクトなどの各種事業につきまして、まちづくりカフェにおきまして、その成果の報告があったところでございます。

次に、復興庁の支援事業であります、若者と地域、つなぐめぐる事業について申し上げます。

この事業は、中学生から大学生などの若者を対象とした事業を実施してございまして、回を追って少しずつ参加者が増加しておるところでございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

個人番号カードの交付状況についてでございますが、2月15日現在で、地方公共団体情報システム機構から町に送付されたカードは1,072枚で、町から本人へ交付したカードは997枚となっておりますところでございます。

次に、インターネット公売について申し上げます。

町税などの滞納者から差し押さえた財産を換価するために、1月から2月にかけて、インターネット公売を実施してございまして、今後とも、滞納町税等の回収に向け継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、租税教室について申し上げます。

次代を担う児童、生徒などに対しまして、健全な納税意識を養うことを目的としまして、国見小学校において、町税務課職員が講師となり、2月8日に6年生を対象とした租税教室を開催いたしましたところでございます。

次に、確定申告・町県民税申告について申し上げます。

2月15日から実施しております申告相談につきましては、3月15日まで観月台文化センターで実施をいたしておるところでございます。

次に、介護保険料の見直しについて申し上げます。

介護保険料につきましては、3年ごとに見直すこととなっておりまして、算定にあたりましては、基金の財源を活用するなど、急激な負担増にならぬように見直しを図ったところでございます。

次に、町営住宅使用料の滞納にかかる調停について申し上げます。

12月に第1回の調停、2月に第2回の調停による協議を終えまして、分納によりまして、滞納分を支払うことで合意に至ったところでございます。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所整備事業について申し上げます。

現在は農場の造成工事が完了しまして、研修施設の建築工事及びトマト養液栽培施

設となります鉄骨ハウスの建設工事などを進めておるところでございます。また、定例会には、新年度からの施設の運営に向け、設置条例の議案も提出をいたしておるところでございます。

次に、貝田地区の圃場整備事業について申し上げます。

今年度は15.7ヘクタールの面工事を進めてきたところでございますけれども、現在は面工事実施箇所の新築30年の作付に向け、一時利用地指定についての調整を進めておるところでございます。

最後に、国見町ラッピングバスについて申し上げます。

国見町を多くの人々にPRすることを目的とし、町を象徴するデザインを行いまして、12月26日に道の駅国見あつかしの郷において、お披露目式を行ったところでございます。

バスのデザインは、県北中学校美術部の生徒が行ったところであり、現在は国見小学校のスクールバスとしても運行をいたしておるところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げた各議案等についてその概要を申し上げます。

報告第1号の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」は、法に基づき、その結果を報告するものでございます。

条例の新規制定及び改正につきましては、議案第1号から議案第9号までの新規制定2件、法改正などに伴う改正7件の合計9件を提出いたしたところでございます。

議案第10号「町道路線の認定について」は、町道2路線の認定を提出するものでございます。

補正予算につきましては、議案第11号「平成29年度国見町一般会計補正予算（第6号）」から議案第18号「平成29年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」までの8件でございまして、いずれも実績等を踏まえた予算の整理が主なものでございます。

なお、一般会計はじめ各特別会計等におきまして、今後、予備費などのほか各項目において不用残が生じる見込みでございまして、平成29年度の決算につきましては、いずれも黒字となる見込みでございます。

次に、議案第19号「平成30年度国見町一般会計予算」につきましては、先ほど予算の概要で申し上げたとおりでございます。

議案第20号「平成30年度国見町大木戸財産区特別会計予算」から議案第28号「平成30年度国見町水道事業会計予算」までの9件の各特別会計などの予算につきましては、それぞれの設置目的による事務事業等の推進について、一般会計に準じ、予算編成指針に基づきまして、効率的な執行と採算性の維持、経営の健全化を目標に、一層の経費の節減を図りながら、効率化を図りながら所要の経費を計上したところでございます。

これらの特別会計のうち、管理会または管理運営委員会、審議会などを設置してあるものにつきましては、補正予算も含め、それぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上、本定例会に提出いたしました各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げますでしたが、審議に先立ちまして、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

なお、固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件でございますが、追加提案することといたしてございますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の報告を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民生活課長から説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告いたします。

去る2月15日、桑折町役場応接室におきまして、平成30年第1回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されたところでございます。

提出された案件は、1件でございます。

議案第1号「平成30年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計予算について」でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1798万3000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1591万3000円でありまして、そのうち国見町分は負担率29.9%の475万8000円となるものであります。

歳出の主なものは、火葬場施設費におけます需用費の577万3000円と、委託料の1061万7000円であります。

需用費の内訳といたしましては、燃料費の296万8000円、修繕料の138万2000円などでございます。なお、平成30年度の主な修繕といたしましては、耐火台車上部交換2台となっているところでございます。

また、委託料の内訳といたしましては、火葬場施設管理の216万4000円、火葬業務委託料の803万円などでございます。

以上のとおり、提出されました議案1件は、原案のとおり可決されております。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをごらんいただきたいと存じます。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、協議会関係の報告は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あすは、午前10時から本会議を開きます。

なお、10時50分より、総務文教常任委員会を中会議室、産業建設常任委員会を委員会室でそれぞれ開催いたします。終了後に、引き続き広報常任委員会を委員会室で開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時38分）

第 2 目

平成30年第1回国見町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年3月2日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（10名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一 君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	7番 渡辺勝弘君
8番 松浦常雄君	9番 （欠番）	10番 阿部泰藏君
11番 浅野富男君	12番 （欠員）	13番 八島博正君
14番 東海林一樹君		

・欠席議員（1名）

6番 村上正勝君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	佐藤克成君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交 流 課 長	菊地弘美君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） 先に、通告に従いまして質問をいたします。

運転免許証自主返納者に対します支援についてお伺いいたします。

我が国では、高齢化の進展に伴いまして、さまざまな問題が生じてきております。その中でも、高齢者ドライバーによります交通事故の割合が増加傾向にあり、大きな社会問題ともなっております。運転免許証を自主的に返納しようとしても、その後、自分の交通手段はどうしようかと考えている方も多いのではないかと思います。

交通手段の確保は日常生活に欠かせないものでありますので、この自主返納の支援についてお伺いしたいと思っております。

新聞の報道によりますと、運転免許証の自主返納者に対しまして、県内の59市町村のうち、17市町村が路線バスやタクシーの料金を補助する制度を設けております。当町ではそのような支援を考えているのでしょうか。もし考えているとすれば、その内容についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員がお質しのように、高齢化社会の進展に伴いまして、高齢者ドライバー数、高齢者が絡む事故が増加傾向にあるということは、おっしゃるとおり事実であろうと思っております。

また、そういった中で、議員がお質しのように、高齢者の運転免許証の自主的な返納をどのように推進するか、交通事故防止の観点からも、非常に重要な課題であると、私自身も強く認識をいたしておるところでございます。

そこで、お質しの運転免許自主返納者への支援策についてでございますけれども、町では、皆さんにご案内のように、昨年12月議会におきまして、敬老祝い金のあり方の見直しを行いました。その見直しの中で、実は検討委員会から、運転免許自主返

納者への支援をすべきではないか、その財源をベースにして支援すべきではないかというご提言をいただいたところでございます。このご提言を受けまして、町としましても、高齢者ドライバーによる事故防止対策の検討を行った結果、来年度の新規事業の一つとして、運転免許自主返納者支援に取り組むこととしまして、所要の経費を新年度予算案に盛り込んでおるところでございます。内容の詳細は、これから議決をいただければ検討という形になろうかなと思いますけれども、大枠としましては、これからの検討になろうかと思っておりますけれども、運転免許を自主返納した高齢者の方に、タクシー利用券など約1万円相当の1回限りの交付を実施したいと考えています。いわゆる自主返納のきっかけづくりを町としてもやってまいりたいということでございまして、1年間の対象者は今のところ30人程度ですかね。県下で1年間に大体4千人から5千人ぐらい返納されておるといふことですので、最近増えていますけれども。割り返すと20人から30人と。最大30人ぐらいかなと読んでおるんですけれども、その程度の予算の計上をさせていただいております。

詳細はこれからでございますが、やはり寿クラブなどの高齢者団体等々と調整があるのだらうなと思っております。実施時期の問題、何歳からの問題、それから何に対して支援をするんだというようなことなどです。その辺について今後、そういった団体の意見も重要ですから、予算をいただければそこで十分検証していくということだろうと思っております。特にタクシーであれば、現在国見町においては、まちなかタクシーを実施していますので、なるべくまちなかタクシーでまた割引でお願いできないかとか、そういった交渉もありかなと考えています。これは商工会との調整になりますけれども。そういったことも含めて、今後、最後の調整を行ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、なるべく早い時期に、予算をいただければ実施してまいりたいと考えておるところでございます。

この支援は、とにかく自主返納のきっかけづくりをする作業を、町としてやっていくと。あとは、やっぱり家庭が1番かなと私は思っておりますけれども、社会全体でもそういった返納をする雰囲気をつくり、町としてもきっかけを作らなくてはならないだろうと、今回の予算計上となったところでございます。

どうぞ、議員の皆様方にはご理解を賜って、上程した予算にご議決をいただいて、ぜひ実行に移してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今、町長から、翌年度の予算の中で計上しているというお話がありました。この一般質問の提出時期によっては、まだそこまでの詳しいことはわからなかったものですから、質問で取り上げさせていただきました。

それで、詳細はこれからということなのですが、大枠でお伺いします。まず、一人あたりの金額です。先ほども1回限りというようなお話がありましたけれども。それと、対象年齢です。その辺をお聞かせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、大枠大体1万円程度、1回限りというようなことで、現在は予算化をしたいと、上程をさせていただいております。あと、年齢も、実は、高齢化社会の中でどうするんだといったときに、やり方として65歳以上、70歳以上、75歳以上などあるんだろうと思います。ただ、なかなか65歳以上で返納しようという人はいないですね。これはなかなか難しいかなと思いますので、あるいは70歳から75歳あたりになるのかなと思います。これは先ほど申し上げました寿クラブなど関係団体がありますから、そういった方々、あるいはその近隣の状況や警察との調整などもございますので、そういったことを踏まえて、この年齢については対応したい。

あと、額は、きっかけづくりなので、とりあえず今、枠の中でできるのが1万程度で、先ほど申し上げましたように、タクシー券などがいいのかなと。まちなかタクシーとの連携もありますけれども、そういった中で、なるべく安くできれば、それはいいのかなという感じもありますので、その辺の細部を、今後、調整をしたいということでございます。ただ、大枠は1万程度です。タクシー券などの中で対応をし、とりあえずきっかけづくりをしていきたい。

あと、議員も十分ご承知のように、敬老祝い金の見直しをやって、経過措置が入っています。経過措置が終わると、財源が出てきます。そのときにどうするのだという議論も当然出てきます。ですから、とにかく試行錯誤を2、3年やってみて、検証の結果を踏まえたり、あるいは財源が出てきたときに、両面でセットにしながら、前向きにどうするんだという議論も含めて、やっていく必要があるのかなと私は思っています。その辺は世の中の状況とか、財源の状況とか、いろいろ見きわめて、あとは拡大できるかどうかも含めて、検討していく形になろうかと考えております。

とりあえず、きっかけづくりとして1万円程度相当を、1回限りでございますけれども、ご支援を申し上げ、返納のきっかけづくりにしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） この自主返納者に対する支援は、きっかけづくりをまず考えていると、私もそれは大変重要な考えだと思います。それで、詳細はこれからということですので、しっかりと状況を把握しながら、進めていただければと思います。

次に、運転免許の有無にかかわらず、交通手段のない高齢者全体に対しても何らかの支援が必要ではないかと、私は考えます。ただいまお伺いしました免許返納者に対しては、大枠で1万円くらいというお話でございました。運転免許証のない方で、高齢者に対する支援といいますか、先ほどのまちなかタクシーとかお話もありましたけれども、この返納者支援に対する形で、免許のない方に対する支援など将来的なものは何かお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

高齢者の外出支援につきましては、ひきこもりの防止や介護予防、生きがいつくりの観点からも重要であると認識しているところでございます。

議員お質しの高齢者を含めた交通手段の支援につきましては、町といたしまして、地域公共交通対策の一環といたしまして、平成20年度より、国見町商工会が運営するデマンド型乗り合いタクシー（国見まちなかタクシー）の事業に対しまして、助成等の支援を行っているところでございます。国見まちなかタクシーの運営につきましては、運転免許を所持する高齢者の増加に伴いまして、年々利用者が減少しておりまして、運営が非常に厳しい状況となっているとのことで、町といたしましては、公共交通の確保の観点から、より効果的、効率的に運営ができるよう検討すべく、新年度予算案に所要の経費をお願いしているところでございます。

また、高齢者の移動支援に係る来年度の新規事業といたしまして、敬老会におきまして、これまで参加率が低かった、小坂・大木戸地区で交通手段がなく参加できなかった皆さんのために、バスの送迎を行いたいと考えておりまして、これにつきましても、新年度予算案に所要の経費を計上してございますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの答弁で、新しく敬老会のバスの送迎の事業を考えているということです。

高齢化社会は、今後ますます進展してまいります。いろいろな問題が顕在化してくると思います。今後とも、高齢者に対する温かい町政をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、2番村上 一君。

（2番村上 一君 登壇）

2番（村上 一君） 先の通告に従い、質問させていただきます。

町の基幹産業である農業政策について伺います。

私が考える国見町の良さは、歴史に育まれ自然環境に恵まれた田園風の景観にあると思います。私たちは、この美しい景観をこれからも守り、受け継いでいかなければならないと考えます。そこで、町の基幹産業である農業政策について質問いたします。

平成21年度と平成28年度の農林水産業費のうち、農業費を比較すると、約1億3000万円から約5億3000万円へ4億円の増になっております。理由として、農業ビジネス訓練所関連事業や、「人・農地プラン」業務、中山間地域等直接支払交付金制度、多面的機能支払交付金制度に伴うと考えてよいのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 2番村上 一議員のご質問にお答えいたします。

平成21年度と平成28年度の農業費の決算額による比較において、約4億円増加した理由についてのご質問であります。議員お質しのとおり、「人・農地プラン」

作成業務、中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度などの新規事業の取り組みの結果であります。

また、平成28年度は、東日本大震災と原発事故からの復興・創生期間と位置づけられている中であって、米の放射性物質吸収抑制対策や果樹改植などの営農再開支援事業、トップセールスなどの風評対策PR事業、ため池の放射性物質対策事業などにも取り組んできたところであります。

加えまして、道の駅の整備にあたり、農林水産業費国庫補助金の交付も受けておりますことから、道の駅整備事業費の一部についても農業費の中で支出しております。決算額の比較として大幅増につながったものとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） また、農林水産業費の農業振興費は、2857万円から3億645万円、すなわち2億8000万円の増になっています。農業費は約3倍、農業振興費は約10倍増になっていますが、増額の内訳と内容を伺います。

よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

農業振興費につきましては、平成21年度、約2680万円の決算額であります。それに対しまして、平成28年度につきましては、約1億8850万円の決算額となっております。約1億6100万円の増という結果となっておりますが、その内訳といたしましては、風評対策PR事業に約400万円、せん孔細菌病対策に約1000万円、営農再開支援事業に約5300万円、そのほか、農産物加工施設の関係で約7000万円です。そういった事業が増額の原因となっている状況となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

「人・農地プラン」の現在までの進捗状況と計画検証、改善策はどのように進んでいるかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

「人・農地プラン」につきましては、人と農地の問題を解決するための未来の設計図といたしまして、地域の農業者の話し合いによって作成したものであります。

国見町におきましては、旧町村単位の5地区で作成しており、平成27年3月には小坂地区で、平成28年5月には他の4地区で作成したものであります。

「人・農地プラン」の見直しなども含めた進捗状況についてのご質問ですが、プラン作成後は、毎年説明会や検討会を開催いたしまして、農業情勢の変化に合わせて見直しを行っております。

見直しの主な内容につきましては、地域の中心となる経営体の追加的位置づけ、農地中間管理事業の活用、補助金等の優遇策への誘導などについて話し合いを行い、それらをプランに反映しながら、実践に向けて取り組みを進めているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

「人・農地プラン」推進には、農業委員及び農地利用最適化推進委員が重要な人材と考えますが、農業委員会の取り組みを伺います。

議長（東海林一樹君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（蓬田英右君） お答えいたします。

「人・農地プラン」の実現には、議員お質しのとおり、農業委員会の役割が非常に大きいと考えております。

平成28年の法改正によりまして、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進が必須業務に位置づけられまして、これらを達成するためには、農業委員会が中心となって、現場段階で活動を行うことが必要不可欠でありますことから、その中心的な役割を果たす、農地利用最適化推進委員が新たに設置されたところであります。

先週、町内5地区におきまして、平成30年産米の作付等に関する説明会を開催しておりますが、その前段に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんにもお集まりをいただきまして、担い手への農地利用集積や遊休農地の発生防止に向けての情報交換や今後の進め方などについて協議を行ったところであります。

農業委員会といたしましては、農地の有効利用の意義や重要性を踏まえ、人と農地の問題解決のため、「人・農地プラン」の今後の見直しや実践に向けて主体的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金制度の活用には、地域活動をするためのリーダー的存在なくして事業執行は困難と考えます。地域づくりを考えるリーダー養成はどのように進めていくのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の制度に基づく地域活動におきましては、地域のリーダーとなる方々が必要であり、そのリーダー養成の方策についてのご質問であります。活動組織内での取り組みが最も重要であると考えております。

地域でのリーダーの育成・確保がスムーズにしている組織におきましては、これらの交付金が地域リーダーの後継者の育成に貢献していることも事実でありますし、

また、組織内で常に地域リーダーの後継者の確保に取り組んでいる状況となっております。

しかしながら、活動組織の運営に係ります事務処理が煩雑で負担が大きい、高齢化等により事務を担う人材がいないなどの課題も発生しておりますが、その解消のために、交付金による事務の外部委託も可能となっております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、これらの事業が円滑に実施されるよう助言・指導するなど、適切な支援を行っていきたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 多面的機能支払交付金制度の活用内容についてですが、町では西根堰を中心に大字単位で9つの環境保全会があり、農村整備事業を実施しております。しかし、役員が毎年かわる。また、協力員の高齢化に伴い、事業執行が困難な状況となっております。今後、環境保全会等の農業整備事業を見直す考えはあるのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ただいま議員からお話がありましたとおり、多面的機能支払交付金事業に取り組んでおります環境保全会は9つございます。事業の見直しのお話であります。この多面的機能支払交付金の制度につきましては、国の制度でありますので、この制度に基づく事業に取り組んでいくということで考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） では、次の質問に移らせていただきます。

1000年のまち。これから100年のまちづくり基本計画で農産物・ふるさと産品の振興による農業の活性化が位置づけられております。これからのまちづくりには、町の基幹産業である農業振興は不可欠と考えますが、具体的にどのように取り組んでいくか所見を伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

1000年のまち。これから100年のまちづくり基本計画におきまして、議員ご承知のように、農産物、ふるさと産品の振興による農業の活性化、特に農業の振興などに取り組むべき施策について、位置づけをいたしておるところでございます。

これまでの具体的な取り組みとしましては、大震災があったということが当然ございますので、大震災からの復興再生が最重要課題ということで、いろいろと対応をしております。米の全量全袋検査、あんぽ柿の非破壊検査、果物を中心とする風評被害対策などをこれまで重点的に実施してきておるといのが、議員ご承知のとおりであろうかなと思うところでございます。

さらに、農産物のブランド化ということで、くにみ米の生産、販売、来年度にできます農業ビジネス訓練所での農業者の担い手の育成、それから、国見まちづくり株式会社と連携しての日本酒、ジュース等の6次化製品の開発・販売等々にも、基本的に前向きにこれまで計画に基づきながら実施をしてきておるところでございます。

そのほか、ただいまお質しのあった「人・農地プラン」の推進、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金事業の推進も当然これまで図ってきております。大体国の制度でありますけれども、町も積極的に地元に入って、そういった制度も実施をしてきておる状況でございます。それからやはり、担い手育成の関係では、青年農業者が今後どういった形で町で羽ばたけるのかなということも、私は非常に重要な課題だと認識しております。実は、私が町長になってから、即、青年農業者との懇談会を毎年やっております。いろいろとご意見をいただいて、なるべくできる範囲の中で施策に反映しているという状況もございますし、さらには、いわゆる果物とか米とかのPR事業がございます。風評被害も含んだPR事業にも、なるべく青年農業者にお声がけをして、なるべく行ってもらって、現場を見てもらって、今後どうするんだという、いわゆる消費者の方の意見が聞けますから、その中でいろいろ販売しますと、そういったことも含めて、いろいろとやってきておったかなと思っております。

具体的には、私は、ポイントは、十分議員もご承知だと思いますけれども、担い手をどういうふうにするのだということで、今回農業ビジネス訓練所ができますから、なるべくその担い手がそこで育成できるように。それから、先ほど申し上げましたように、青年農業者が、働きやすい環境づくりをどうするのだという観点ですね。それを町もしっかりと連携してやっていくことがあるのだろうかと、思っております。

それから、ブランド化でしょうね。物のブランド化を、やっぱり積極的に進めていくということだろうと思っております。米は、くにみ米いろいろやっております。果物もモモをはじめ、ブランド的な部分で推移しています。私は、国見町の野菜がなかなかブランド化まではいっていないと思います。ゴボウ、ニンジンがありますけれども、やはりブランド化というところまではどうなんだという議論がございます。それがまさに今度、農業ビジネス訓練所ができますから、野菜も含めてブランド化にどう対応できるかというあたりも重要なポイントなのかなと、私は思っております。

さらには、6次化だろうと思えます。6次化の推進はどのようにするかというのは、非常に重要な課題だと思っております。1足す2足す3、つまり農商工連携です。1掛ける2掛ける3でもいいのですけれども。6になりますね。6次化推進をどうするのだという議論は非常に私は重要な課題だと思っております。これまで、国見まちづくり株式会社では、酒とかジュースとかいろいろつくっていますけれども、これだけではまだ片手落ちかなと。やはり、さらに農業者と商業者が連携しながら、それをどう拡大し、そして、それをブランド化にどうつなげるかということだろうと思っております。結果論として、今、道の駅ができていますから、そういったものができれば、そこで販売できます。つまりそれが全方位で、いわゆる仙台圏はじめ福島圏域、首都圏も含めて全方位でその販売ができ得るという形になりますから、やはり道の駅を確立しな

がら、しっかりと農業の振興にもつなげていくというあたりになってくるかなと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも、国見町の基幹産業はまさに農業であると私自身も思っておりますので、その基本的な振興策に、今後とも鋭意しっかりと対応していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） いろいろと答弁があったんですけども、今後とも1000年のまち。これから100年のまちづくり基本計画と農村整備が、両輪のごとく前進する施策と事業遂行がなされることを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成30年第1回定例会にあたり、質問させていただきます。

さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、本町における水道事業に係る基本的な考えについてであります。

昭和32年9月に創設認可があり、昭和34年12月より簡易水道から国見町水道が本格的給水を開始してまいりました。この給水を始める上で、受水する各世帯と町との間に何か契約があったかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えをいたします。

議員お質しのとおり、町の水道事業は昭和32年に簡易水道事業として創設認可を受けまして、昭和34年に給水を開始いたしましたのがその始まりでございます。以来、約60年にわたりまして、6度の拡張事業を経て現在に至るものでございます。

お質しの加入者との契約につきましては、現在と同様、給水装置工事施行承認申込書の提出をいただき、町で設計審査を行って、加入者が工事を行い、竣工検査を経まして、その後に契約書にかわるいわゆる給水申込書の提出を受けまして、給水を行っているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、ほかの町と比べて、その当時、近隣市町村も同じだと思っておりますけれども、当時の近隣市町村の対応はどうなっていたのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

近隣市町というところでの対応はどうだったかということでございますが、ほぼ国見町と同様の書類の提出を受けて、給水に至っていると聞き及んでいるところでございます。唯一違うところという部分で申し上げますと、近隣市町、全て加入金をいただいているようでございまして、国見町の場合は、条例に基づく増徴料金ということ

でございます。増徴料金は、条例で定まっております、毎月300円を2年間いただくものでございまして、加入金は一般的に5万円から6万円を加入時にお支払いいただく内容になっているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） その当時は契約を結ぶ上で本町においては、ほかの市町村とは違うやり方をしたということは、当然、水道料金を安く提供するための考え方だったのかなと思いますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

加入金、増徴料金の部分につきましては、直接料金を下げる意味合いよりも、加入金においては、いわゆる施設の増強のための費用だということで徴収をされているようでございます。増徴料金につきましても、ほぼ同様の考え方で負担をいただいているものでございます。料金には直接ということにはなるわけでございますが、加入者の初期投資、インシャルコストが抑えられているものとは考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 給水をして、安く水道を提供するのは、町としては最大の目標だっと思っております。町民も、その点については理解していたのかなと思っております。しかし、先ほど申しましたように、給水開始から約60年も過ぎまして、年数が過ぎれば、本管の給水管が老朽化してしまうことを想定されていると思っております。そのためには何かしらの苦情の軽減を図るために契約の見直しは今までなかったのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

給水の目標につきましては、議員お質しのとおりであると思っております。しかし、今まで大きな苦情という部分で、契約の見直しというものは行ってはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言いますように、契約という点では、今回、泉田簡易水道から接続による住民説明は、十分であったのか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

昨年4月に、泉田、泉田下両簡易水道組合が統合いたしました。その前年になりますが、組合員の方を対象に説明会を2度ほど開催をさせていただきました。その際に、料金や、管理区分などのご説明を十分させていただいたと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁では、水道事業においては、現在の加入者の方々に十二分に理解をしていただいたということなのですけれども、水道と先ほどのように1回契約をすると、その後は何もわからずに進んでいると思いますので、今後の対策、方法についても、つまり今の契約者以外の方々がもう十分理解したということで私も理解してよろしいか、再度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

いわゆる創設当時の加入者の方につきましては、長い間、もう60年も経過をしているということでごさいます、いわゆる代わりなどをされて、なかなか理解されていない、おわかりになっていない部分も多々あるのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） では、次の質問に入ります。

今後も、漏水はいつでも起きる可能性があります。水道管は、どこまでが自分で維持管理をしなくてはならないのか、曖昧になっているのではないかなど思っております。そのためにも、誰もがわかるような図表を作成して、町民に理解をしてもらうことが必要と考えますが、その点についての所見をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

創設当時より、いわゆる公道下でございます本管については、町が維持管理をして、本管から分岐をする給水管につきましては、加入者の皆さんが工事を行っていただき、維持管理につきましては、官民境界を境に公道下を町、私有地を加入者で維持管理をしていただくこととしているところでございます。

お質しの件でございますが、新たに分岐工事などをする加入者の方には、管理区分についてご説明をいたしますとともに、先ほども申し上げましたとおり、簡易水道から新たに上水道に加わった加入者の皆様には、説明会を開催いたしまして、その理解を求めてきたところでございます。

しかしながら、いわゆる給水開始後、先ほども、ここも申し上げさせていただきましたが、長年経過している加入者の皆さんの中には、いわゆるこれまでの経過をご理解をいただいている方がいる可能性もあると考えておりますので、必要に応じて資料を作成するなどを通じまして、いわゆるその所有区分、管理区分などの維持管理の責任分界点についての周知を図ることが必要であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 給水を開始した後に、老朽管を交換しながら、現在に至っていると

思っております。しかしながら、先ほども申し上げておりますように、一度契約を結べば、その後は、何も更新をしていないわけでありますから、その後は曖昧な記憶だけで生活しているのではないかと思われまます。そこで、一例ではありますが、職業上説明をいたしますが、ガスの供給はガスメーターの出口までが業者負担で維持管理をしております。そして、明確に表示をいたしまして、お客様に理解をいただいております。なおかつ、定期的に漫画的な資料で周知しており、そのような点も水道とガスの供給が曖昧になっている原因ではないかと考えております。難しい図表ではなく、子どもたちでも理解できるようなものを、全戸に配布すべきと考えますが、その点について、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、お客様に理解いただけていない現状もあると思っております。先ほども申しあげましたとおり、必要に応じて資料を作成いたしまして、所有区分、管理区分などの周知を図ることが必要であると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） いつまでとは申しませんが、できる限り早目の配布をお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。

有収率は職員の方々やさまざまな方々の努力により、震災前に戻りつつあります。しかしながら、まだまだ漏水はとまっておりません。今後、漏水率を下げるためには、老朽管の早期発見が不可欠であると考えます。その上で、早期発見するために、町民に対する広報は十分であるのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

漏水につきましても、毎年専門業者により漏水の調査のほか、町といたしましても、毎日の各施設、配水池などの各施設における配水流量の監視を通じて、漏水のおそれなどの把握に努めてはおりますが、その対応には限界があるのも事実でございます。これを補っていただけるのが、町民の皆様の目であると思っております。水道事業といたしましては、町の広報紙への掲載などを通じて注意喚起をいたしておりますが、広報については決して十分とは言えないものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言いますように、広報は必要であることは十分理解できます。広報だけで終わるのではなく、いかに理解していただき、町民の方々が、ああそうですね、そうだよねと思われるように、なおかつ、漏水を見つけた場合に、どのように連絡をするのか、どのように町に報告するべきなのか、その辺についての考え方はどうなっているのか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

広報につきましては、大変重要であると思っております。いかに町民の皆様に意識づけができるか、いかに水が大切なものだとわかってもらえるか、目指しまして、また、その連絡方法なども含めて、効果的な広報について進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ぜひ、町民の方に理解できるような方策をお願い申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。

有収率のアップと漏水率を減らすことは、水道事業を運営する上で大変重要な課題と考えます。その結果、水道料金の低減になるのではないかと考えますが、その点についての考えをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

いわゆる有収率を上げる、それから漏水を減らすことは、水道事業の経営を考えますとき、決して避けては通れない、全国共通の大変大きな課題であると認識をしているところでございます。

特に、我が町のように豊富な自己水源を持たない事業体は、料金の低減に向けた経営の効率化などの取り組みはもとより、すりかみ浄水場から受水をした水を無駄にしないことが何よりも重要でございまして、ひいては料金の低減にもつながっていくと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 一日も早く漏水率を下げるのが、ひいては水道料金の低減になるんだということ。地下水ではなく、今、町民の方が使っている水は買っているのだということを十二分に町民に理解を求めることが必要であると考えます。今後もどのようにその部分を理解していただくのかその点についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

すりかみ浄水場、いわゆる福島地方水道用水供給企業団でございしますが、こちらからの受水費は、新年度予算でいいますと、約9500万円を計上しているところでございます。この受水費を無駄にすることなく、末端給水事業を進めていくことが、私たちに課せられた使命であると考えているところでございます。そのためには、漏水箇所早期発見のための調査でありますとか、老朽管の計画的な更新を進めること、さらには町民の皆様からいただく大切な情報をもとに、いち早く漏水の対応をしていくことが大事なのだと今後も鋭意呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり、自分たちも含めて、水の大切さを今後も皆さんに訴えればいいのかと思っております。

最後の質問に移ります。

東日本大震災から7年が経過しようとしております。我々は、震災で水の大切さを痛感し、実感をいたしました。しかしながら、蛇口をひねれば水が出るのが当たり前となり、水を大事に使用しようとする意識が薄れていると、私は感じております。そこで、水に対する町民の意識向上について、どのように考えたらいいか、ご所見をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私のほうからお答えを申し上げます。

先ほど、議員お質しのように、大震災から7年近く経過をいたします。その際には、水の大切さの実感をさせていただいたところでございます。その意識啓発をどのようにしていくのか、水の大切さ、先ほどからずっとご質問ございましたが、本当に水は大切だなと私は思います。それを、今後どのようにやるか、町民含めて意識啓発を図っていくかは非常に私は重要な課題、生活の原点であろうと私は思っています。

ご案内のように、過去の経過を申し上げますと、国見町におきましては、大震災により、水企業団からの送水管が破損しまして、町内全域で最大5日間ございましたけれども、断水を余儀なくされたという事実があるわけでございます。この間、全国各地から本当に震災復興ということで、温かいご支援、それから町等々で給水車による給水活動を続けたところではございます。その際に感じたことはいろいろあるんだろうと思います。いわゆる飲める水はあるのだけれど、洗う水がないとか、風呂に入る水がないとか、そういったことも、皆さん経験されたかなと思います。実は私も、3日後にうちに帰りましたら、そんな状況がありまして、やはりこれは大変な状況があったなど、5日間続いたと。5日間風呂に入れなかった。そういった生活インフラ、水というその生活インフラの大切さを恐らく町民の皆様方も大震災によって強く強く認識されたかなと思っております。

したがって、この経験を風化させないためにはどうするのかということだろうと思います。つまり、水の大切さをどう普及啓発するかどうかだろうと思っております。まずは、水道週間が6月にございますから、その中で、どう普及啓発するかということで、実は私自身も、道の駅で普及啓発をさせていただきました。

それから、先ほど来ありましたように、広報にも当然載せていますし、ホームページ等々にもその大切さも載せておるということでございます。ご質問がありました漏水管の防止とか、あるいは漏水の早期発見の普及啓発です。あとはイベントで水の大切さ、例えば藤田総合病院でのセミナーがあるんですけども、そういった中での対応などイベントでもその水の大切さというものを啓発しておると。あるいは小・中学校における水道週間になりますけれども、ポスター掲示をして、子どもたちにもぜひ、

この水の大切さを分かってほしいということで、いろいろと普及啓発などをさせていただいておるところです。

そのほかいろいろ媒体はあるんだろうと思いますので、今後、やはり今申し上げましたものだけではなくて、何かそのツールがあれば、そういったことも含めて水の大切さをしっかりと、これから普及啓発をしていきたいと考えております。

結果的には、こういった普及啓発が、漏水管の早期発見やあるいは早急な復旧工事にもつながるのかなと。やっぱり水が大切だよという意識がないと、漏れていても何だくらいで終わってしまうんですね。ところが水は本当に大切なんだと、今あることの大切さが十分体得できれば、そのことによって、ちょっと水が漏れていたら大変なことだとなるわけです。水の大切さをどんどん意識啓発することによって、漏水とか漏水工事の早期進行といいますか、そういったことも裏腹で対応できるのかなと。結果論として、経営の安定化にもつながります。今、漏水率で80%ぐらいは確保できているんですけども、それを90%ぐらいに上げれば、10%プラスになります。そうすれば、いろいろな面で検討ができるので、経営の安定化にもつながっていくのだらうなと思いますので、やはりベースとして、しっかりと水の大切さを、PRしていくということだろうかなと思っております。

いずれにいたしましても、冒頭に申し上げましたように、水は人間生活を営む上で、本当に大切なもの、いわゆる原点です。水があれば7日間生きられると、よく言われています。水は、やはり一番人間生活の上で原点だと、私は思っていますからしっかりと普及PRして、結果論として安全・安心なまちづくりにつながるとい形になるのかなと思いますので、今後ともしっかりと、意識啓発、水の大切さの意識啓発をしっかりと行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま町長から、今後の考え方をお聞きしまして、大変安心いたしました。今、町長から話がありましたように、子どもたちは、学校での水の大切さや節水に努めるように指導されております。私は、「やって見せ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かじ」という山本五十六連合艦隊司令長官の教えがあります。やはり子どもたちの見本である大人たちが、今後率先して、行動をして、命の源である水の大切さを教え、震災での思いを忘れないように、私たち大人も子どもたちと一緒に、もう一度考え直しながら生活することを訴えるべきと考えております。

以上で、質問は終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時15分まで休議いたします。

（午前11時03分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、11 番浅野富男君。

（11 番浅野富男君 登壇）

11 番（浅野富男君） 平成30年3月定例会にあたりましての一般質問であります。

農産物加工施設についての質問であります。

農産物加工施設MOMO・COは、昨年運営を開始してから間もなく1年となります。農産物加工施設については、今後の農業政策の中では、どうしても必要な施設であるものと思っています。現在では、農産物の販売にあたっては、単に1次産品としてではなく、付加価値をつけた販売方法も多くとられるようになってきました。地域性を特徴とするもの、あるいは銘柄で売るものなど、試行を凝らして販売に取り組まれております。この農産物の加工施設について、町では以前、設置計画がありました。計画だけになってしまった経緯があります。このようなことからすると、ここに来てようやくできたというのが町民の思うところではないかと思えます。農産物の6次化製品を生み出す施設として、大いに期待をされているところであります。

そのために、広く町民に利用してもらうために、昨年11月28日に説明会を2回にわたって開いております。どのような方にご案内を行ったのか、そのうち集まられた人数はどのぐらいになるのか、まずお尋ねします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） 11 番浅野富男議員のご質問にお答えをいたします。

まず、6次化を進めるためにつきましては、設備投資のリスクであるとか、加工や安全管理に関する知識、あるいは市場のニーズとのマッチングなどに対応するための人材の育成が必須と考えてございます。このため、農産物加工施設MOMO・COは、その課題であります人材や団体の育成を主な目的として設置をしてございます。

ご質問の11月に開催をいたしましたMOMO・COの利用説明会につきましては、各戸配布のチラシにてご案内をしており、24名の参加をいただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11 番（浅野富男君） 全ての家庭に配布をいたしまして、それで今、行ったという中で24名が応募されたという答弁でありました。

この説明会にあたっては、条件などの話をされたことと思えますけれども、利用対象者として、町内に住所を有していること、道の駅出荷組合の加工食品部会に加入していること、食品衛生責任者の資格を有していることの3つの条件が上げられています。それぞれに理由があると思われましても、このうち、食品衛生責任者の資格

を有している人は少ないと思われます。資格を取るために、何人ぐらいの方が受講したんでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えいたします。

まずは、食品の安全・安心に係る関係法令を遵守することが前提となりますので、町では昨年4月に食品衛生責任者養成講習会を観月台文化センターで開催をしております。この講習会には、出荷組合員を中心に全体で82名の参加をいただいております。そのうち町内の方は61名でございます。全員が食品衛生責任者の資格を取得したということになってございます。なお、同様の講習会につきましては、県食品衛生協会が県の委託を受けまして、県内各地で実施をしていることになってございまして、関心のある方が資格を取得すること自体は比較的容易だと思われます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） これを受講するには、その費用がかかると聞いております。自己負担をして受けていらっしゃる。この方々は当然、施設を利用するためにこの資格が必要だという考え方から、この受講に応募されたと思っておりますけれども、これについて町としては、やはりそういう認識のもとで考えていただけるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えいたします。

受講にあたっての諸費用は自己負担でありますので、農産物の加工に興味がある、もしくは事業としてやってみたいと思われている方だと考えてございます。ただ、全ての方が農産物加工施設MOMO・COを利用したいのかということにつきましては、直接伺っておりませんので、わかりかねますが、町としてはそうあってほしいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、一番先にお答えいただいたんですが、人材の育成、そして団体及び個人を育成したいということ等の答弁がありましたけれども、そうしますと、この資格を取るための目的は、こうした人材を育成するということになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えいたします。

資格を取得することが人材の育成というところで、今、お話がありましたけれども、まずはその資格を取らないと、営業許可等もしくはその加工食品に携わることができませんので、そこはまず初めの入り口のところだと思っております。ただ、町では、その利用説明会、あるいはその後にも6次化のセミナーを開催してございますが、その講習を受けるとか、研修を受けるという際に、資格が必要ということは言ってございませんので、研修を受けて、もしくは自分で興味湧いてきたというときに、実際

にやるために資格を取得していただくことも可能だろうとは思ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 受講された方は、資格を取ればMOMO・COを自由に利用できる、その入り口だという認識なんですよ。ですから、そういったこと等の関係で、今の説明だと若干違うのかなと思われるところなんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えいたします。

先ほども少しお話をしたのですが、まずは食に関することがございますので、その安全・安心、衛生的なところでの部分は大変厳しいものがあると思っております。食品衛生の責任者の資格を取るということは、それを熟知をすることにもつながりますので、その点は必要だろうということで入り口というふうに申し上げました。さらに、使う際にあたって、器具の清掃であるとか、施設の清掃といった部分につきましては、細心の注意を払っていただくことが必要になりますので、資格を取ったからすぐにできるというところではなくて、資格を取るのがまず入り口で、そこから実際にやっていくとき、器具の使い方等もございます。清掃の仕方もございます。そういうところを含めて、人材の育成ということでご理解をいただければいいかなと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、これはそこを通ったから全てが利用できるということではないということよろしいんですね。

そうしますと、その次の質問に入りますけれども、利用するにあたって、これはいわゆる事務手続になると思うんですけれども、事前登録、使用申請としての事務手続などが示されておりますけれども、町もしくは指定管理者が開催する6次化研修会の受講も義務づけております。相当な人数が受講されたことと思っておりますけれども、この研修会の目的はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えいたします。

6次化の推進にあたりましては、多くの方はその経験や知見も少ないということから、一般的な食品衛生の知識あるいは食品表示の知識の習得とあわせて、加工施設内にあります設備の使用方法などについて研修を実施し、実際に11人の方に受講をいただいたところでございます。この設備は、家庭用とは違いまして、特殊な設備が多いことが、その理由でもございます。

また、具体的な加工技術や加工品の試作を通じて、市場のニーズ、あるいはコスト感など、必要な知識の習得のために、講師につきましては、実際に加工を事業として行っている方に依頼をするなど工夫をして開催をしたところでございます。今後も、

このような研修会を開催していくこととしてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうすると、先ほどの食品衛生責任者の資格を通して、そしてなおかつ、ここの6次化研修会の受講というふうなことで、ここを通った方が、今11人ということになるのかと思いますけれども、この11人の方々については、MOMO・COが比較的自由に利用できるかと理解してよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えいたします。

食品衛生責任者の資格を取得をして、さらに町が開催しました6次化セミナーに11人の方が受講いただいたということで、その11人の方が一番近いのかということをお思いただと思うんですが、私どもは11人の方で進めようとは思ってございませんので、あくまでも入り口である資格、食品衛生責任者をとっていただいて、さらにMOMO・COの器材をしっかりと使いこなせるというところのレベルまで力量を上げていただいて、さらに今度は、市場とのマッチングです。何でもかんでも作れば売れるという時代ではありませんので、品質もそうでしょうし、例えば競合しない製品であるとか、そのようなところまでやっぱり含めてのところをクリアしていかないと、実際の販売にはつながらないと思ってございますので、まずはその販売の手前のところ、具体的に先ほど言ったようなところを皆さんと研修を通じて、力量を高めて、販売まで持っていきたいと考えてございます。なので、先ほど申しましたように、6次化セミナー等の研修会については、これからも開催をしていくということで考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、今後も続けていくというお話ですので、この中で今言ったようなこと、器械を要すること、衛生に関することなどをもう少し詳しく受講してもらおうということで進めていくという。そうしますと、今後、ここに受講された方々も含めて、MOMO・COも利用できるという理解でよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

先ほど答弁をいたしましたとおり、これからさらに利用したいという方が増えていただきたいと思いますし、そのことにつなげるために研修会等を開催をするということで考えてございますが、一つ、MOMO・COを利用して6次化製品を開発する、販売をしたいという思いでいらっしゃる方が相当なんですけど、実際に販売するにあたってというところまで考えていかないと、製品を作って終わりではありませんので、そのところはすごく大事なところだと思っています。

私どもは、別に、希望者に制限をかけようとする意図は全然ございません。逆に、その希望される方と一緒に伴走をして、販売まで持っていければいいと考えてござい

ますので、その点の支援についてはこれからも引き続きやっていきたいと考えているところでございます。ただ、繰り返しになりますが、市場とのマッチングであったりとか、例えば品質の向上につきましても、一度作って、モモとかリンゴにも季節がありますので、そういうものを加工すると考えたときに、製造する時期が決まってくるというところがございますので、その時期にMOMO・COを使うということになります。

ただ、その時期に合わせて使うんですが、出す製品については、やはり味であれば統一された同じ品質の味を実現するためのレシピの開発であったりとか、当然、今度売れるものとして、他の競合が少ないものを出したほうが売やすいとか、そういうところまでやっていかないと、生産をするだけでは済みませんので、そのところについては、ご理解を賜りたいとは思っております。MOMO・COを利用して、生産をして販売につなげるというところは、全然問題のないところなんですけど、生産をして、販売をするというところまでいくためには、やっぱり町だけではなくて、県の食品衛生であるとか、さまざまな部門で条件をクリアするということがありますので、そういうところも含めて伴走していきたいと考えてございます。どちらかというMOMO・COという施設は、やりたいという人が集まって、その試作を行うところとして考えていただいて、通常的にずっと生産をしていくものをMOMO・COでやるとなると、これは利用する方が限られてしまうことになり、趣旨と違ってきますので、そんなこともあるということをご理解いただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 試作品を作って、それでいろいろやって完成させ、販売につなげるということだったと思います。販売につなげるにあたって、この加工品に関する諸条件のうち本施設で製造した加工品を販売するにあたっては、関係法令を守ることが示されております。どのような条件が必要となってくるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

食品の加工、加工した食品の販売に係る条件ということになりますが、農産物加工施設に限定されるものではありませんが、一般的に食品や食品加工に関連する法令が定める基準、あるいは手続について必要がありますということで示したものでございます。加工食品でありますから、消費者が食べる、摂取をするということのため、安全・安心を基本としたものについて食品安全基本法、食品衛生法など、加工の段階から出荷をされて棚に並べるまでの諸条件がございます。また、食品には消費者にわかりやすい表示を義務づけた食品表示法による条件もございます。さらに、消費者保護の観点から誇大広告を排除するための景品表示法、また、加工品の名称の商標登録の有無あるいは加工する原材料の種苗法との関係なども条件となるものと思われれますが、具体的には個別の基準がございますので、何をしたいのかによるものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、こういった事務手続は町で、あそこの施設の責任者とでやっていただけることになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

さきにお話をした食品衛生等にかかわる部分、建物あるいはその設備に関する安全衛生のことについては、これは町の施設でありますから、町でその諸条件を整えたということではあるんですが、実際に、今度使用するということになると、やはり食品衛生法の部分でいうと、営業許可をとって、製造して販売することが必要になりますので、これは事業者の方がやっていただくことになります。さらには、先ほど申しました食品の表示、あるいは消費者保護の観点での景品の表示、あるいは加工品の名称の商標登録があるなしというようなところについても、具体的には個別の事業を行う方が自ら調べてクリアをしていく課題と考えてございます。ただ、町が何もしないのかということではなくて、一緒に考える、あるいは相談に乗るということでの伴走者として支援をすることについては問題ないものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） いろいろ規制がある中で、営業許可がかなり大事になるのかなと、今、答弁を聞いたところなんですけれども、そういう中におきまして、現時点において、この施設は当初の計画どおりに運営されているのでしょうか。当初の目標は達成しているのかということに置きかえてもらってもいいのですが、これについて質問します。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からお答えを申し上げたいと思います。

農産物加工施設、昨年3月に設置をさせていただきました。その運営が円滑にいつているかどうかというご質問かなと思っておるところでございます。

まずご案内のように、まちづくり株式会社では、いわゆる野菜の1次加工やパン菓子の製造など、いわゆる6次化に、現在対応させていただいているということでございます。

また、6次化的な視点あるいはその加工施設の利用の視点から、先ほど来質問ありましたように、11月には加工施設の利用説明会を開催し、さらに12月には、6次化に向けたいろいろ課題がございますので、そういったセミナーもあわせて開催させていただいたということで、現在は推移をしておる状況でございます。

また一方で、商工会等々におきましては、昨年11月に農商工連携の会議が自発的に開催されて、いわゆる6次化産品に向けてどうしようか、連携しようではないかという打ち合わせ会議が開催されて、前に進むような話がなされたと同っておるところでございます。

先ほど来、質問、答弁がありますように、6次化に向けてはさまざまな課題が当然あるわけでございます。その中で一番重要なのは、その個人あるいは団体が、食品衛生責任者のことも含めて全てのノウハウを確保して、そこでいかにそういった事業体までどういけるのかというあたりが非常に重要な課題かと思っております。それについては、先ほどから課長も答弁しておりますように、セミナーをやったり、いろいろな面でのその環境づくりは、前向きにしっかりとやってまいりたいと、考えておるところでございます。

運営について、現在どんな状況にあるかと、計画どおり進んでいるかというような本題のご質問に入りますけれども、実は昨年、町の6次産業化推進戦略というものを作りました。成果目標、開発に取り組むその事業体について、5年後まででなるべく20事業体ぐらいに持っていこうよという計画になってございます。現在は、まちづくり株式会社が使用しているということで1事業体でありますけれども、やはり今後は5年後に向けて、これをさらに拡大していく必要があるかなと当然思っているわけでございます。なるべく多く入ってもらって、多くの6次化推進、そして例えば道の駅とコラボ等々も含めて対応する必要があるかなと思っております。ただ、今年度については、入り口ということで、加工施設の説明会やセミナーなどを開催させていただいている状況かなと思っております。

特に、来年度でございますけれども、これまでの民間団体も含む各界各層から成る6次化推進協議会、いわゆる6次化全てにおいて、事業体も含めてどういう形で推進するかという、その組織を来年度設置する予定にいたしてございます。そういった中で、例えば仮称でございますけれども、加工食品製造協議会みたいなものを作って、その中で会員を募って、その会員を20事業体まで持っていくようなことを、やはり町として誘導する必要があるのではないかと思っているんです。やっぱり個別にやっていると、なかなかその許可の問題を含め、あるいはそのノウハウの問題も含めてなかなか難しいことがありますので、まず協議会を作って、そういった中でいろいろ議論をして、6次化を実際に事業体としてやるような組織体を作って、その中で会員の参加を募っていろいろと動いていくということもありかなと今考えています。恐らく民間の方が個別にやって、なかなか動きがうまくいかないのかなという感じが、実は1年間感じておりますので、そういった企業体いわゆる組織を作り、その組織でいろいろと誘導指導したりして、その中で事業体を作っていくようなことを来年度ぜひ考えたいと今思っています。それを踏まえれば、いわゆる試作でやることもありますし、実際に売るものを作ることもできるということです。できたら私は試作だけではなくて、そういった協議会みたいな事業体ができ得れば、その事業体の中で生産販売してみたいな、そんなことで、その参加の会員の方もそこで対応できるような形をできれば作っていきたいという思いがございますので、来年度まずは6次化の推進協議会を立ち上げて、そういったシナリオでぜひ動いていきたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、6次化の取り組みは5年のスパンでやるということで戦

略を作っています。ただ、5年でやるのではなくて、なるべく早目早目に手を打つということで、来年度いろいろと事業体ができ得るような組織体を作るような形で前向きに進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 始まって1年がやっと過ぎるという時点ですので、これからということは当然あり得ると思っております。

来年、推進協議会を作るということです。ここでいろいろな議論がなされて、前に進んでいくものと思っております。

この施設利用については、先ほど来やりとりしておりますように、一定のルールは確かに必要だとは考えております。しかし、現時点で限られた人だけの利用ではないかという声が、私に届けられる状況もありますので、こういった声がなくなるような形でこの施設の運営をぜひしていかなければならないのではないかなと思っております。せっかくできた施設ですので、町民からの批判をなるべく受けられないような形の運営の仕方が求められるのではないかと思います。

以上、町民からの声ということで、お伝えをいたしまして、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、1番松浦和子君。

（1番松浦和子君 登壇）

1番（松浦和子君） 平成30年第1回定例会において、さきに通告いたしました内容について質問いたします。

町の防災教育についてお伺いいたします。

まずはじめに、東日本大震災から間もなく7年を迎えようとしております。小学校には、震災発生後に生まれた児童がこの春入学します。地震被害や復興過程を風化させないためにも、私たちは後世に伝えていく責任があると思っておりますが、今後、町の宝である子どもたちに、どのような方法で伝えていくか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

東日本大震災は本当に未曾有の大震災でありました。間もなく7年が経過するところであります。この震災の大きな被害とともに、町民が一体となって取り組んできました復旧・復興の歩み、さらには、全県からいただいた温かいご支援など、そういう震災の記憶を風化させずに、後世に伝えていくことは、議員のご指摘のとおり私たちの責務であると考えているところでございます。

震災の記憶、震災をどのような形で伝えていくかというお質しではありますが、まず一つは、平成26年に町の震災検証委員会による「東日本大震災 国見町の記録・検証」が残されております。まずはこれを活用して震災の状況を伝えるとともに、学んだ教訓を生かしていくことが大切であると考えているところであります。

また、昨年のことですけれども、岐阜県の池田町の子どもたちが、震災の学習のた

めに町に来たところでもあります。町のジュニア応援団とともに、農家の方々や婦人会の方々、さらには町の職員の方々から直接震災の話聞き、多くを学んだところがございます。やっぱり当時を知る方々から直接話を聞くということは、まさに生きた学習となったものであると考えているところでもあります。本当に実際の声を聞くということが重要であると考えているところでありまして、今後とも、地域学校協働本部事業等を活用しまして、地域の方々のご支援をいただきながら、生の声を聞く機会を設けたり、そういう機会を工夫して防災学習を生きた学習として継続していくということが、伝えていくことになるのではないかと考えているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 町長がよくおっしゃっております「交流連携」という言葉は、観光だけではなく、こういった災害の経験等を交流連携の中で、やはり伝えたり、聞いていただいたり、そういうふうに教育の現場でも生かしていただければと思います。

防災意識を高めるために、防災訓練や避難訓練の実施が大きな役割を果たすと考えますが、災害に備えた学習として、教育現場ではどのように行われているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

各学校では、防災教育全体計画を策定しております。学校教育全体の中で、それぞれの教育分野を関連づけながら、総合的に防災教育を実施しているところでもあります。特に福島県においては、東日本大震災以降は、防災教育指導資料とか放射線・防災教育指導資料など、さらには最近では、防災個人カード、そなえるふくしまノートなど学ぶための資料も充実させて、防災教育を重視しているところでもあります。各学校では、これらの資料を活用して防災教育を進めているところでもあります。

例えばの話ですけれども、理科の授業の中では、放射線災害、それから地震などのさまざまな災害のそういう科学的なメカニズムを学ぶことを通して、災害への対応を身につけます。特別活動などでは、災害時の活動などとして、例えば避難だけではなく、さらには共助の部分にあたるかと思いますが、ボランティア活動でこんなこともできるよということも学びます。総合的な学習の時間などでは、地域に特有の災害などについても特化して学ぶことで、実践的な行動ができるような学習をして、防災意識を高めているところがございます。

このように各教科、それからいろいろな活動を関連させながら、防災意識の向上に努めているところではありますが、もちろん避難訓練も防災教育の重要な柱として実施しているところでもあります。引き続き、こういう避難訓練を通じて防災意識を高め、具体的な行動ができる児童・生徒の育成を図ってまいりたいと考えているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） ただいまの答弁の中で、教科、授業を通した中での教育等々、いろいろと工夫をいただいておりますけれども、実際に避難訓練は保育所、幼稚園、小中学校で年間、どの程度の回数で行われているのか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

避難訓練等の回数でございますけれども、まず、保育所にあたっては、これはもう保育士の活動が、即子どもたちの命に直結するということでもありますので、ほぼ毎月1回実際に訓練しているところです。幼稚園、小学校、中学校については、それぞれ年間計画の中で、2回ないし3回、避難訓練という形で、実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 防災教育の場として、PTA活動等を通じ、保護者の参加はほとんどないという専門家の指摘もございます。ただいまの答弁で、藤田保育所は0歳児から2歳児を預かっているということもあり、月1回、あらゆる事態を想定した訓練を実施されているようです。また、幼稚園や小学校、中学校においては、年2回程度、目的に沿ったきめ細かな計画のもと実施しているとのことですが、保育所をはじめ、それぞれの教育の現場で、子どもたちの命を守る訓練や指導の様子を、ぜひ保護者が見学できる機会を設けていただきたいと思います。そのことが、家庭での話題につながり、さらに家族間で防災について考えるきっかけになるのではないかと考えますが、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

保育所、小学校、中学校におきましては、それぞれのところで責任のある避難訓練という形で実施をさせていただいているところです。議員ご指摘のとおり、では保育所だけとか小学校、中学校だけで避難訓練をやって、全て解決するのかということではありませんし、家庭での避難、防災教育、防災意識の高揚も極めて大切なことだと思っております。学校の行事のお知らせのような形でいろいろ家庭にはお伝えはしているところではあります。議員ご指摘のとおり、実際に保護者の方々が避難訓練に参加することはほとんど皆無というのが現実です。これからは、お伝えする方法などを工夫しまして、できるだけ学校の避難訓練等にも保護者の目がいくようにして、家庭でも防災について話題をつくって、意識の向上を図っていければいいのかなと思います。今後いろいろと検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 学校任せということではなく、やはり保護者との連携というところで、ぜひお願いしたいと思います。

さきの視察研修におきまして、中学校の少年防災クラブの活動報告を聞く機会がありました。災害時に備え、避難訓練をはじめ、炊き出し訓練など、あらゆる災害を想定した訓練を実施しており、全国から高い評価を受けております。いつ起こるかわからない災害に対応するために、児童・生徒に対して、日ごろから防災意識を高めるような方法を検討すべきと考えますが、この点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

今までもお答えをさせていただいたのですが、学校ではこれまで、在校時における地震や火事などの場面を想定して避難訓練を実施しているところでございます。

しかしながら、議員お質しのとおり、いつどこで起こるかわからないのが災害であります。

今回の東日本大震災からの教訓として、大規模災害では、もう当然、学校だけの防災教育や避難訓練の経験だけでは、なかなか解決しないことがわかっております。地域での日々のかかわりや、生徒自身の活動を通じた意識の醸成が本当に重要であると考えているところでございます。

まずは、生徒自身が、災害時に何ができるか、自ら判断し、避難行動を行うなど、まず自助の意識を醸成することが避難訓練の第一の目的と考えております。また、小学校高学年や中学生にありましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、集団や地域のための公助という部分でできるところも結構たくさんありますので、そういう意識の醸成も大切と考えているところでございます。したがって、学校と地域を関連づけた避難訓練の実施なども検討しなくてはならないのかなと考えております。地域学校協働本部事業も始めておりますので、こういう活動の中で実施を検討してみたいと考えているところでございます。

また、こういうことのためにも、町の防災担当部署からの助言や協力もいただきながら、防災教育に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

あとは、ちょっとつけ足しですけれども、災害時を想定した給食ということで、「救給カレーライス」の給食も今月実施して、意識の向上を図るというふうに考えております。

また、議員から今お話がありました、少年防災クラブ、消防クラブ等ですけれども、そういう活動も参考にしながら、防災意識がさらに高まるような防災教育に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） ただいまの答弁の中で、救給カレー、とてもユニークでおもしろい企画だと思いますけれども、そういうものが意外と子どもたちの中には残るのではないのでしょうか。ただどんどん話を聞かされるよりも、意外とそういうものは印象に残って忘れられない、そんな給食になるのではないかなと思ってお聞きしておりました。震災後、「自助 共助 公助」という小冊子を町でも、私たちに配布がありましたけ

れども、震災後、特に、自助の大切さというのが強く言われております。本当に、教育の中でなかなか大変なこともたくさんあるかと思えますけれども、子どもは、先ほども申し上げましたが、町の宝です。この子どもたちが本当に将来、社会に出て、また、国見町に戻ってこられるような、こんなところからも、教育をお願いしたいと思います。学校と家庭が、防災に対する共通認識と連携をもって対応していただくことに期待をして、私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時59分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 午前に引き続き一般質問を続けます。

8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8番（松浦常雄君） さきに通告してあります1点について質問いたします。

それは、視覚障害者への支援についてであります。

昨年の夏ごろ、町内のある視覚障害の方から、「町の広報紙や議会だよりを音声にしてCDを作ってほしいと町へお願いしているのですが、なかなか作ってもらえないのです」という話を伺いました。視覚障害の方は、目が不自由であっても耳は正常ですから、広報紙等をCDに音声化できれば、内容を理解するのに大変役立つだろうと思いました。何とかCD化してもらえないかと保健福祉課へ足を運んでお願いしましたところ、良い返事はもらえませんでした。昨年の12月にも、来年度へ向けて何とか実現できないだろうかと思ひまして、お願いしましたところ、結果は同じでした。希望の持てる返事をいただけないまま年を越してしまいましたが、最近、この問題をこのままにして良いのだろうか、何とかCD化してもらえないだろうかという思いを強く持つようになりました。といいますのは、同じように視覚障害をお持ちでCD化を希望しておられる方がいれば、それを実現することで少しでも多くの方に広報紙の内容を理解していただけますし、視覚障害者の方々にとっても、より情報が入りやすくなり、喜ばしいことだと思うからです。

そこで伺います。

現在、町内には、視覚障害を持っておられる方はどのくらいおられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 8番松浦常雄君のご質問にお答えいたします。

身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者の人数ですが、ことし1月現在で24人いらっしゃいますが、うち日常生活に支援が必要な1級及び2級の重度の方は13人となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 支援が必要な方が、13人ということですが、その方々の声をどのようにして把握しておられるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

障害者の皆さんのご希望などにつきましては、当然窓口での相談がまず第1になるかと思えます。さらに、障害者の団体等の代表者の皆さんにつきましては、地域福祉推進協議会の委員ということで、そういった中での意見の聴取なども行っておりますし、あらゆる場面でそういった皆さんの声を聞く体制はとっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） そのほかにも、これを把握することはこれまで行われてきたと思うんですが、いかがですか。例えばアンケートなどどのようにやってきたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

今ほどご質問にありましたとおり、アンケート調査につきましては、今現在策定を行っております第6次国見町障害者福祉計画の策定にあたりまして、昨年2月に、一般の町民と、それから障害者に対する2種類のアンケート調査を行ったところでございます。そういった中でも、皆さんの声を吸い上げている状況にございますので、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） そのアンケートの回答について、どのように対応してこられたのでしょうか。単なる結果を出しただけに終わっていないか、あるいは回答していただいた方について、何らかのフォローというのか、回答のようなことは行っているのかどうか伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

昨年実施しましたこのアンケートにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、第6次障害者福祉計画策定のための基礎データをとるためのアンケートでございまして、そのデータの内容を分析いたしまして、必要のある部分については、この計画の中に盛り込むとともに、そのアンケートの内容とその計画の策定につきましては、町の地域福祉推進協議会でご検討いただいて、計画とさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦議員、質問を前に進めてください。

8番（松浦常雄君） それでは、視覚障害者の方へ、町は現在どのような支援をしているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

重度の障害者の皆さんに対しましては、医療費の助成や福祉タクシーの助成制度がございます。また、視覚障害の皆さんに対しましては、盲人安全杖や義眼などの補装具の給付補助、また、地域生活支援事業といたしまして、電磁調理器やパソコン、点字器、拡大読書器などの日常生活用具の給付を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 障害の様子、あるいは度合いに応じた支援に努めておられるということはわかりました。障害がさらに進んだ場合は、対応されている器具では対応できないような場合も出てくると思うので、その場合は別の支援を考えなければならないのではないかと伺います。

では、次に、現在、広報紙や議会だよりを音声配信やCDで、無料ないし安価で提供している自治体がございます。本町では実施しておりませんが、実施していない理由をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

近隣市町におきまして、福島市、伊達市におきましては、NPO法人に委託をしまして、広報や議会だよりを点字書籍化、あるいはCDやカセットテープに音声化し、希望する視覚障害者に配付している事例があると伺っているところでございます。

当町におきましては、視覚障害者の読書の支援といたしまして、先ほど申し上げましたパソコンとか、あと拡大読書器などの日常生活用具として給付補助をしているほか、町のホームページにつきましては、昨年1月より音声読み上げソフトを導入しておりまして、音声での読み上げ機能や文字の拡大機能が利用できますので、同程度のサービスが提供されているものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） パソコンなどは、操作を全員ができるわけではありません。したがって、なかなか町でやっていることで十分だとは思えないわけです。それで、前にも話しましたが、CD化できるようなサービスが本町ではできないかということをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

福島市から委託を受けているNPOに確認をいたしましたところ、広報紙等の音声

化は、作成費がCD 1枚につき約340円程度ということで、このほか別途CDの返送用専用ケースが必要になるということでした。さきに答弁いたしましたとおり、当町におきましては、同程度のサービスを提供できていると考えておりますが、広報等の音声化に係る経費につきましては、地域生活支援事業の補助対象となりますので、今後とも視覚障害者のニーズを把握するとともに、事業内容について調査研究し、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） このCDについては、大多数の自治体は無償で提供していると聞いております。それから、広報紙をNPO法人へ送れば、そこで音声化して個人へ送付してくれるということです。こういうことを考えますと、それほど難しいことではないのではないかと思うわけですが、これを少しでも前に進める考えはあるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、補助対象の事業となる部分がございますので、まずは今後とも、障害者のニーズを把握させていただきまして、検討をさせていただきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今後検討していただくということでございますので、私は期待を持ってこれからの取り組みを見守っていきたいと思います。町としては、視覚障害者の福祉施策の充実のために、今後どのような考えで取り組んでいかれるのか、その姿勢といいますか、考え方を伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からお答え申し上げさせていただきたいと思います。

視覚障害者の福祉施策の充実のための取り組みについてでございますけれども、町では、議員ご承知のように、事前に説明申し上げておりますから、平成30年度から実施予定の第6次の障害者福祉計画を策定しまして、障害者の支援、そういったことで自立の生活が営まれるような各種施策を前向きに取り組むといたしておるところでございます。特に、視覚障害者の情報のバリアフリー化のために、現在、町におきまして、町のホームページの音声読み上げ機能に対応をしているという、先ほどの課長の答弁のとおりでございます。そういった対応を現在視覚障害者の方には行っている状況でございます。

また、そのほかでございますけれども、国・県の支援連携ということで、これは国・県からの補助が入って、町が対応していく事業でありますけれども、これも先ほど課長がいろいろと答弁しておりましたけれども、盲人安全性などの補装具の支援とか、あるいは地域生活支援としまして、盲人用の体重計とか、あるいは情報関係では、

パソコンとか拡大読み上げ器の対応、それから点字ディスプレイ、点字器、タイプライターなどです。こういったものが若干負担はありますけれども、これまでいろいろと広範囲に検討する中で、こういった支援がなされるという形になっておるところでございます。

そういった中で、先ほど来お話があります広報のCD化についてのお話でございますけれども、障害者もいろいろございます。耳の悪い方、目の悪い方、それから身体にいろいろとおありになる方などさまざまな不自由を抱えている方々がございます。したがって、やはり町としましては、単に目の悪い方のみではなくて、いろいろな障害者の方がいらっしゃいますので、そういった障害者の方々の全体的なバランス等々を踏まえ、あるいは国・県の補助事業にもなっておりますので、そういったことを十分踏まえながら、しかも今議員お質しのように、非常に大変な状況になっているということでございますので、国・県との関係もございまして、いろいろな場面での関係はございますけれども、前向きに今後検討させていただこうかなと思っておるところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、障害をお持ちのいろんな方がいらっしゃいますので、単に視覚だけに限定して、それをどんと突っ走るということではなくて、もうちょっとバランス良く、公平に、その障害者計画全体の中で、何が一番必要なのか、何が国見町にとって必要なのかなどを踏まえて、全体的なサイクルの中で、今おっしゃいましたCD化の問題は何ぞやということも十分踏まえながら検討するということ。私も実は県の障害福祉課長をやっています、2年ほどやりました。そういった中で、とにかくバランスを良くしないと、偏ってはいけないということで、まさにともに生きる社会づくりですか、みんな同じなんです。ですから、みんな同じスタンスをどのように持っていくかということが私は非常に大切だなと思っておりますので、そういったことをベースに置き、議員のおっしゃった趣旨も十分踏まえながら、今後いろいろと検討させていただこうかなと思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） ただいま町長から、いろんなことを総合的に考えながらも前向きに取り組んでいくという回答がございましたので、少しでもこういう問題が先に進むことを期待しまして、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

5日月曜日は、午前10時より議案調査会を行いますので、委員会室にご参集ください。

6日は、午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 1 時 1 8 分)

第 3 日

平成30年第1回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年3月6日（火曜日）午前10時開議

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第 1 | 報告第 1号 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について |
| 第 2 | 議案第 1号 | 国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 |
| 第 3 | 議案第 2号 | くにみ農業ビジネス訓練所設置条例 |
| 第 4 | 議案第 3号 | 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議案第 4号 | 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第 5号 | 国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第 6号 | 国見町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 議案第 7号 | 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第 8号 | 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第 9号 | 国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第10号 | 町道路線の認定について |
| 第12 | 議案第11号 | 平成29年度国見町一般会計補正予算（第6号） |
| 第13 | 議案第12号 | 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第14 | 議案第13号 | 平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第15 | 議案第14号 | 平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第16 | 議案第15号 | 平成29年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第17 | 議案第16号 | 平成29年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第18 | 議案第17号 | 平成29年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号） |
| 第19 | 議案第18号 | 平成29年度国見町水道事業会計補正予算（第1号） |

・出席議員（10名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一 君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	7番 渡辺勝弘君
8番 松浦常雄君	9番 （欠番）	10番 阿部泰藏君
11番 浅野富男君	12番 （欠員）	13番 八島博正君
14番 東海林一樹君		

・欠席議員（1名）

6番 村上正勝君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	佐藤克成君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交 流 課 長	菊地弘美君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇報告第1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第1号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。教育次長。

教育次長（引地由則君） 報告第1号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、報告のみにとどめます。

◇

◇

◇

◇議案第1号 国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

議長（東海林一樹君） 日程第2、議案第1号「国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」についての件を議題といたします。

本議案についての説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第1号、国見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
◇議案第2号 くにみ農業ビジネス訓練所設置条例

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第2号「くにみ農業ビジネス訓練所設置条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 議案第2号、くにみ農業ビジネス訓練所設置条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 農業ビジネス訓練所の開所はいつになるのでしょうか。

また、長期訓練希望者の問い合わせなど、希望者はどのようになっているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

施設の工事の進捗状況であります。現在も整備中になってございます。

建物の完成につきましては、建築基準法の規定に基づき、完了後、検査を受けなければなりませんので、4月に入るのではないかと考えてございます。

また、長期研修の問い合わせの関係でございますが、町としては情報提供として、「新・農業人フェア」のようなJA主催の就農支援相談窓口の開設や、県内であれば農業短大、福島明成高校等におきまして町の事業の紹介、情報の提供を行っているところでございます。ただ、現時点では問い合わせは来ていない状況になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） その際、この訓練所のメインである長期希望者がなかった場合は、そのままビジネス訓練所を、ないまま続けていくことでよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

条例の中にも、事業ということで記載しておりますが、研修につきましては、長期研修、短期研修、体験研修の3つの研修について規定しております。

なお、それぞれ実施要綱等も整備しながら研修生を募集することにしてございます。

長期研修の方の申し込みがない場合であっても、短期研修、体験研修等を当然実施してまいりますし、野菜の栽培についても当然、訓練所の農場を利用しながら実施していくことになってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

2 番村上 一君。

2 番（村上 一君） 長期研修ということで、東京で2月10日に募集説明会を開催したとあるんですけども、それも継続的にやっていくのでしょうか。あと、町内外でも開催していくのか、その点をお聞きします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま、議員よりお質しありました「新・農業人フェア」は、JAふくしま未来が中心となって窓口を開設したものであります。そこに来られた相談者ですぐ研修生になるような方はいらっしゃいませんでしたが、そういった方へのアフターフォローとして、そういう方たちに対する情報提供なども続けていきたいと考えておりますし、そういう機会があればまた参加していきたいとも考えてございます。

町内の方に対する周知につきましては、今後、実施要綱、募集要領等について、周知をしていきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） この際申し上げます。

質疑応答は一問一答方式でありますので、よろしく願いいたします。

3 番井砂善榮君。

3 番（井砂善榮君） この農業ビジネス訓練所はすばらしい町の教育機関だと私は認識しておるわけでございますが、入校するときは、有償なのか、無償なのか。そして、1カ月幾らくらい支払えばこのビジネス訓練所への入校が認められるのか。それとも、例えばこれは経済行為でありますから、訓練生に対しても給料が発生するのか、しないのかをお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 井砂議員のご質問にお答えをいたします。

受講料のお質しだと思いますが、長期研修、短期研修、体験研修等については、全て受講料は無料ということで考えてございます。

研修生への給料のお話であります。支給はございません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

7 番渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 大分、皆さんと重複する分もあるかとは思いますが、この設置条例第1条に国見町で新規農業経営に関する担い手を対象であることと、第3条に農業に興味がある方とありますけれども、興味がある方、あるいは今後農業をやっていきたい方とすれば、国見町だけではなく、外国人の方も興味があるとなれば、その対象として扱ってくれるのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

研修生につきましては、町内に居住または町内の土地を活用して農業の研修をしたい方を募集要綱等で定義しておりますが、外国人を排除するような規定にはなってございません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 産業振興課長にお尋ねします。

今までの議論を聞いていますと、運営に関する質問が多くて、この設置条例はこれでいいと思うんですよ。そこで、どういう運営形態で、誰がやるのかというのが抜けております。

よって、これを運営する場合は運営規則とか、細部は第10条に町長の定めとなっておりますけれども、そういった運営規程がないと今のような質問がどんどん出てきて、今度課長がかわれば変わってしまう可能性もあるんです。

よって、課長に質問いたします。運営規程、早く作ってみんなに知らせる必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

運営規程というようなお質しでございますが、研修の実施要綱、募集要領等については整備してございますので、これにつきましては皆さんにお示しするなり、町民の方に周知を図っていきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） この設置条例の第8条、第9条に、訓練所の運営管理は、指定管理者による管理を行うという規定がございます。

そこで、町の条例の指定管理者の条例を見ますと、条例と一緒にやはり条例を施行するための規則も載っております。これで、指定管理者というものはどういうものかわかってくるわけです。だから、今回の条例はこれでいいと思うんですけれども、やはりそれも必要なかなと同時に、農業関係の技術は、指定管理者規程によりますと、個人よりも団体とか法人が中心でございます。ところが、今回の訓練も公のそういった団体とか、篤農家とか、あるいはその道の技術を持った人がたくさんいると思うんですけれども、そういう人もこの指定管理者の選択には入ってくるんでしょうか、入ってこないんでしょうか、この指定管理者について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

個人を指定管理者というような設定については、現時点では考えてございません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第3号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第3号「国見町税特別措置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 議案第3号、国見町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第4号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第4号「国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第4号、国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 1 番浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） 保健福祉課長にお尋ねいたします。

この基金の積み立てに関する条文でありますけれども、以前ですと、決算で剰余金が出て、その中から積み立ててやってきたと思っておりますけれども、今回はこの予算に計上するとなっております。そうしますと、予算に計上した額について、原資はどなたがカバーすることになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

基金積み立ての原資でございますけれども、今回の改正によりまして、特別会計に計上した額になりますが、原資としましては、これまでと同様、決算剰余金のうちから必要な分を積み立てたいと考えているところでございます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） 予算に計上となりますので、当然保険税に反映されるのではないかと考えられるわけではあります、そうではないこととなりますか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

剰余金の部分につきましては、予算に計上する部分は、国保税とは切り離される部分でありますので、それが税に反映することはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

1 3 番八島博正君。

1 3 番（八島博正君） ただいまの質問と関連して質問します。保健福祉課長にお尋ねします。

この第15条、第16条、基金として積み立てたその積立基金の使用の権限というか、町で勝手に基金からおろしたり出したりできるのかどうか。今度は県でそういったものを作って、単なる事務の取り扱いが町になりますが、積み立てた基金の使用は町で管理するのか、それとも県の運営協議会か国民健康保険運営協議会で運営するのか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

まず、基金の目的の変更につきましては、これまで基金は保険給付費に不足が生じた場合の資金ということでございましたが、平成30年度からは保険給付に要する費用は全て県からの交付金で賄うことになるため、今回、目的の変更となるものでございます。

基金の運用、活用につきましては、県が市町村ごとに決定した納付金を町は国保税で賄うこととなりますが、経済状況の変動などによりまして、国保税の収納が著しく低下した場合、納付金に不足が生じた場合に補填する財源といたしまして、また、これまでと同様に、国保税の負担を軽減する財源として、この基金を活用したいと考えておりまして、あくまで町が管理することとなりますので、ご理解いただければと思

います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 保健福祉課長に再び同じ問題で質問いたします。

その基金の額ですが、町の財政上、ことしはどうしても基金に積立金がないから積み立てない、あるいはことしは少し余裕があるから多く積み立てる裁量はできるのでしょうか。保健福祉課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

予算に計上する額につきましては、もちろんそのときの財政状況を勘案してということで、先ほども申し上げましたとおり、剰余金に余裕があれば積み立てをいたしますし、なければ積み立てしないということも十分考えられると思いますが、あくまで町が管理するというところで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） この基金なんですけれども、初年度からこの町のそれぞれの予算に計上された金額で運営されることになるのでしょうか。

私の資料によりますと、国・県なりが当初の基金は立ち上げるという形でこの保険制度、都道府県下になっての保険制度を進めていくことに考えていたわけなんですけれども、今のところそうしますと、県の基金はゼロということで、18年になって初めて基金が立ち上がることになるんですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

県におきましても、基金は設置をいたすことになってございまして、その原資は積み立てしているところでございます。

その県の基金におきましては、町に対しての交付金がございますが、その保険給付に不足が生じた場合、今は県のその基金から交付あるいは貸し付けを受けるという形で県の基金がございます。そういったことで、30年度、この改革が進むこととなりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今度のこの条例ですけれども、都道府県化になることで、町が定める条例となると思うんですけれども、これまで町が保険者として、健康保険、国民健康保険を運営してきたと思うんですけれども、これまでの運営の中で、この今までの制度の中で何か不都合なこと、例えば運営上困ったところとか、そうではなくて、ただ単にこういうのが決まったから、県に移行せざるを得ないということでの進み方なのでしょうか。その辺の考え方といいますか、この移行するにあたって、町が特に

この不利益をこうむることはないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

国民健康保険の財政の仕組みは変わることになりますけれども、医療の受け方という部分では全く変わりございませんし、また、被保険者証の交付とか、保険料の納付、保険給付の申請、それから各種届け出窓口の対応につきましては、これまでどおり町が行うということで変わりはないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、いわゆるこの被保険者といたしまして、これまでと同様であるということによろしいですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

議員お質しのとおりでありまして、特に被保険者にとって何が変わるという部分がございますので、その辺はご理解いただければと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第5号 国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第5号「国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第5号、国見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第6号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第7、議案第6号「国見町介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第6号、国見町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番(浅野富男君) これから3年間の計画という中で、今回保険料の増額という結果になったわけでありましてけれども、介護保険料はこれまでずっと上がってきたような感じがするんですけども、このどんどん上がっていく状況というのは、どういうところに問題があるんでしょうか。

議長(東海林一樹君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) お答えをいたします。

保険料の増額の要因でございますが、まずは高齢者の高齢化の状況が進んでいるということで、被保険者の増加に伴い要介護認定者等の増加がございます。

また、今回、昨年できました地域密着型の介護施設が昨年オープンした影響もあると考えておりますし、さらに、介護報酬の改定、あるいは予定されております消費税の増税なども加味した金額になっているということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 浅野富男君。

11番(浅野富男君) 要因いろいろある中で、一番多くを占めるのはやはりこの要介護認定者が増えていく、あるいは介護施設が増えていくと。結局、この介護保険を使えば使うほど、この保険料にもはね返ってくるというのがこの制度の中身かなと考えておるわけですけども、そういう中で町は5000万円を投入して軽減を図ったということでありましてけれども、この保険料、納めるほうにとってはいろんな状況の中で大変だということになります。5000万円を投入した経過と、今後の見通しにつ

いて考えがあればお聞かせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

まず、今回の保険料の設定にあたって、その基金からの投入をしまして軽減を図った部分でございますが、今、介護保険給付費支払準備基金に見込みであります。基金の積立金約1億1000万円ほどございますので、その中から今回軽減を図るべく、必要な部分5000万円といたしまして、それを軽減のために充当をしたいと考えているところでございます。

なお、今後ともこの高齢化が進む状況もありますし、サービスの充実等もありまして、平成37年に向けて増加していくことが予想されますので、基金については、将来に備えて管理をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第7号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第7号「国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第7号、国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今、課長からいろいろ制度が変わった説明を受けたわけなんです。その中で、この介護療養型医療施設の受け皿として介護医療院が創設されたとい

うことになっております。介護と医療と両方受けられるサービスなのかなと理解しているところなんですけれども、本町の中でこのサービスを受けたいとなると、どういった施設が挙げられるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

まず、この介護医療院であります。新たな介護保健施設となります。この介護医療院の特徴であります。これまでの介護療養病床の機能に加えまして、議員お質しのように、生活の場としての機能を兼ね備える、さらに長期療養のためのケアが必要な重介護者の受け入れをします。さらにターミナルケアとか、みとりにも対応する施設ということになります。

それで、この施設、このサービスを受けたい場合どうするのかですが、まだこの近隣におきまして、この介護医療院等に移行する介護療養病床等はございません。ですので、それで先ほど29年度末までに移行するという、介護療養型医療施設が29年度末で設置期限を迎えるとありましたが、これが特例で6年間設置期限が延びてございますので、しばらくの間はその介護療養型医療施設、介護療養病床をご利用いただくことになるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 保健福祉課長にお尋ねいたします。

今、説明を受けましたけれども、議案調査の中で、第3章の地域密着型の介護、通所介護及び小規模多機能居宅介護という形になっておりますけれども、説明は今回なかったんですけれども、町にはこのような施設はないと説明を受けたんですけれども、そのサービスを受けなくてもこの町のサービスは十分なっていると判断してよろしいのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

国見町において、その指定地域密着型サービスが不足しているのではないかとのご質問かと思いますが、地域密着型サービスとして、この条例改正にありますとおり、9種類のサービスがございます。それで、そのうち町が指定をしている事業者につきましては、認知症対応型通所介護が国見町デイサービスセンター、それから認知症対応型共同生活介護がグループホーム国見の丘、それから地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、地域密着型の特養であります国見の杜を指定しているところでございます。

ですので、9種類のうち3種類が国見町内にはその事業所があるということになりまして、それでは不足しているのではないかとというお質しでございますが、地域密着型のサービスにつきましては、原則として事業所が所在する市町村の方のみが利用できるサービスでありまして、ニーズの調査等によりまして、町内で不足していると見

込まれるサービスを確保するため事業計画に盛り込んで、公募等によりまして事業者を選定し、町が指定するものでございます。

サービスの提供にあたりましては、地域密着型のほか、いわゆる従来型といえますか、広域的に利用できる在宅サービスがいろいろございます。そういった事業所も多くございまして、訪問介護、ヘルパーですと、社協とかまごころサービス、あと訪問看護は藤田総合病院、あと通所介護、デイサービスですと、町のデイサービスセンターとか、日和くにみ、さらに国見の里のデイサービスなどがございます。

また、短期入所、ショートステイですと、国見の里とかあつかし荘、このほかにも、広域的に近隣市町の介護施設あるいは事業所が提供する各種のサービスが利用できることになっております。

こうしたサービスの組み合わせによりまして、現状におきましては、サービス事業所に不足があって希望するサービスが利用できない状況にはないものと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 保健福祉課長にお尋ねします。

ただいまのお答えの中で、42ページの第6章は国見の丘、9つあるうち第8章の施設は国見の杜と。第4章がデイサービスセンター、これが社会福祉協議会でやっているものですか、この本文の20ページを読んでも理解できないので、質問をいたします。

今回の改正によって、いわゆるプロ集団と言うと失礼かもしれないんですけども、その道の専門でやっている国見の里が運営するこの国見の丘なり、国見の杜は問題ないと思うんですけども、社会福祉協議会でやっているこのデイサービスセンターの国見町の対応は、今回の改正で人員の問題とか設備の問題とか、この運営方法に大きな変化があるのかどうか。あるいはまた大きく変わってくるのかどうか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例の改正にあたりまして、特に国見町デイサービスセンターに影響があるのかというご質問でございますが、今回の国の法律の改正につきましては、今問題になっております介護職員の確保等を意識した部分での基準の改正等でございます。そういった中での改正になっておりますので、特に、この改正によりまして何か不都合が生じるような部分についてはないものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 11時30分まで休議いたします。

(午前11時19分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時30分)

◇ ◇ ◇

◇議案第8号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第9、議案第8号「国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第8号、国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第9号 国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第9号「国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第9号、国見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第10号 町道路線の認定について

議長(東海林一樹君) 日程第11、議案第10号「町道路線の認定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長(阿部正一君) 議案第10号、町道路線の認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第11号 平成29年度国見町一般会計補正予算(第6号)

議長(東海林一樹君) 日程第12、議案第11号「平成29年度国見町一般会計補正予算(第6号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(羽根田孝司君) 議案第11号、平成29年度国見町一般会計補正予算(第6号)について説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) 議案第11号の質疑は午後1時から行います。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

午後1時まで休議いたします。

(午前11時56分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

議長(東海林一樹君) 議案第11号の質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

5番(佐藤定男君) 一般会計補正予算の中の36ページになりますけれども、7款商工費のまちづくり交流推進費、その中で負担金といたしまして、3000万円の計上があります。これは、道の駅は公共公益的施設ということで、町も管理運営費を応分の負担をするということは理解いたしますけれども、まず、この3000万円の金額の根拠をお願いいたします。

議長(東海林一樹君) まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長(菊地弘美君) 5番佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

負担金3000万円の考え方がございますが、先ほど議員からもお話がありましたとおり、道の駅国見につきましては公共公益的施設ということで、行政財産として地方自治法に規定するとおり、条例でその設置を定めてございます。

さらに、指定管理者の制度は、指定管理を行わせることで民間のノウハウを持つ管

理者が住民福祉の増進、利便性の向上に資することを目的としているということになってございます。ということで、公共施設の管理運営の原則は、自治体が行うものということでお話をしているとおりでございます。

さて、ご質問の負担金の考え方でございますが、先ほど申しましたとおり、公共公益的な施設の部分と、さらには、まちづくり株式会社が主体的に地域振興施設として物販等をする部分について、面積を分けてその面積割合、数字で言いますと、まちづくり株式会社分が59.2%、それから町の公共公益的な部分が40.8%と案分率を定めて、かかる経費は国見まちづくり株式会社が負担する分と町が負担する分、共通の部分ですね、産業廃棄物の処理あるいは施設の清掃費、機械の警備費、電気・上下水道の使用料の部分については、これは案分をするものと考えてございますので、先ほどの案分率で計算をさせていただいてございます。

さらに、このほかに開業初年度となりました29年度におきましては、想定外の来場者がいらしたということで誘導員等の業務の委託費、さらにはストックを抱えることになりましたので、冷蔵・冷凍庫などのリース、レンタルがかかってございます。この部分も合わせて計算をいたしますと、3000万円を超えるわけでございますが、この金額につきましては、基本協定をまちづくり株式会社と締結をしている中で、管理運営に係る経費については適正に算出をして、年度協定で双方が協議をして定めることにしてございます。このため、実際に算出をするものについては3500万円を超える金額となっておりましたが、協議の上3000万円で合意に達したものであり、その金額をお願いしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） この3000万円の負担ですが、その財源はふるさと振興基金、いわゆるふるさと納税から充当するというところでございます。

この負担金の性格からしまして、単年度の支出ではなくて、ある程度固定された費用として考えていくことが必要になるかと思うんですけれども、この財源について、いつまでも基金の取り崩しとなると安定的ではないわけですから、今後の見通しは不確定な部分はありますけれども、その財源についての考え方をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

道の駅関係の負担金についての財源でございますが、町といたしましては、一般財源からの支出はそぐわないということで特定財源からの支出を進めてまいりたいと考えております。ふるさと振興基金におきましては、納税者の皆さんの意もありまして、町の振興、発展のためには、財源といたしましては特定財源を使っていきたいということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

3番井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 23ページの総務課第2款の13節の職員生活習慣病検診等ですが、これはどういう性質のものか、総務課長にお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

13節の委託料の8万円の増であります。これは職員の生活習慣病関係の検診実績による不足分を今回計上させていただいたものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長にお尋ねいたします。

11ページにおける地方交付税の中で震災復興特別交付税ということで6232万8000円が減額となっております。来年度の予算もありますけれども、貝田圃場整備事業においても同じく震災復興特別交付税ということになっております。

今回、このように財源がマイナスになったことによって、いろいろ当てにするというわけではないでしょうけれども、このお金によってある程度の整備をしていきたいようなもので残ってしまったものがあつたのか、その辺についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

9款の地方交付税の中の震災復興特別交付税の6232万8000円の減についてのお質しだと思いますが、震災復興事業の、ため池放射性物質事業における事業の実績によりまして、4709万4000円の減になっております。

また、道路側溝堆積物の撤去処理事業関係で1111万4000円が減になっております。

これらは事業の実績によりまして減ということになりまして、大きなものはその2つ、それ以外にも実績により減となっております。歳入の震災復興特別交付税も6232万8000円の減となつたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 歳入ですので、総務課長でいいかと思ひます。

14ページになります。

ここに、福島再生加速化交付金という説明のもとで1億7000万円ぐらいのお金が3項目にわたつて減額となっておりますけれども、この中で事業の行われた部分が見えないんですけれども、これはどういったことでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

14ページの5目、農林水産業費国庫補助金1億6480万1000円の減でございますが、当初、ため池の放射性物質対策につきましては、8カ所の対策工を実施し

たいといたしまして、予算に計上をしてございました。しかし、8カ所のため池の実施設計を発注後に、国の対策工の基準の変更がございまして、実施設計の工期を延ばさざるを得なくなったところでございます。

その、実施設計が完了した後、再生加速化交付金の申請、その後交付決定という手続になるわけですが、その申請については9月の申請に間に合わず、12月の申請ということになりまして、交付決定がことしの1月になってございます。その際に、8カ所のため池、それぞれ工期と事業費が違いますので、それで繰り越しにつきましては、この事業では認められないということでありましたので、年度内に完了できる4カ所について発注してございます。それに伴いまして、交付金についても減額になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 農林水産業費の国庫補助金についてはわかりましたけれども、ほかに衛生費国庫補助金と、それから消防費国庫補助金が同じく減額となっております。この点については、どのようなことなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

衛生費に係ります再生加速化交付金の減額につきましては、放射線対策の健康管理事業の部分の実績と、担当する臨時職員等の部分について減額を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ここで減額ということは、予算に載っているものと思いますけれども、ただいま答弁がありました、この事業は行わなかったことになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 事業は行ってございまして、実績に合わせて減額を行うというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 再生加速化交付金の減額理由でございすけれども、これにつきましては、道路側溝堆積物除去処理事業に係るものでございまして、当初1.1キロということで延長を見ていましたけれども、道路除染の進捗、また現場調査の結果、延長が町道につきまして、実際の実施延長が1キロに減ったことが理由でございす。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございせんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 住民生活課長にお尋ねいたします。

40ページにおける消防費、原発対策費、2款原発対策費における、13節委託料における1億7681万3000円の中での運搬費業務で、1億379万円という減額になっております。これは、土壌に、仮に、学校なら学校とかそういうところに入れて、フレコンバッグで置かれているものをすくい上げて、仮置き場まで運搬をする業務の中身だと思うんですけども、そうした場合に、この金額が減ったということは、その業務は終わったための減額ということで判断してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 7番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

お質しの運搬委託料の減額理由ということでございますが、この運搬業務につきましては、議員お質しのとおり、公共施設と農地に保管されておりました除去土壌、4,600袋ほどを仮置き場へ運搬する業務でございます。実施運搬料と、当初計画されました運搬料とほぼ同料ではございましたが、お質しの減額の要因といたしましては、実施設計による単価等の見直し及び現場精査等による事業実績によるものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ただいまの質問で、40ページの原発災害対策費の中で、1億9200万円の大幅減額になっているのですが、これについて住民生活課長に質問いたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 先ほどの運搬料とちょっと重なる部分がありますけれども、おおむね主な要因としましては、事業の実績とそれぞれの委託料の単価の見直しを図った結果でございまして、事業実績によるものでございます。運搬につきましては事業管理をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 11ページの、歳入の第1款町税、第2項固定資産税の償却資産の2300万円の内容をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 8番松浦議員のご質問にお答えいたします。

歳入の固定資産税、償却資産2300万円の増についての理由でございましてけれども、今回については、あくまでも実績の見込みということでございまして、当初予算の積算の部分で十分積算できなかったということだと思います。

現実的に、この償却資産については、申告書を出していただきまして、それに基づいて税務課で確認し、償却資産の課税を行っておりますので、実際申告書を出された内

容については、当初、いわゆる昨年の29年度の当初予算ですから、おととしの12月段階での積算と、現実的にはもう少し申告があったと、償却資産の課税客体があったということでのご理解をいただければと思います。あくまでも、今年度の実績の見込みの上で、補正増としたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 33ページになりますが、4款衛生費の中ごろで、藤田病院組合負担金233万5000円とありますが、これはどういう性質のものなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

病院費の負担金233万5000円の増という部分でございますが、これは特別交付税の増ということで、藤田病院組合に支出するものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） ただいまの答弁、理解できない点があるので、もう少し詳しくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 町で出している特別負担金とまた別なんです。国から来る特別交付税や普通交付税とありますから。それで、いわゆる年度に大体プラスで来るんです。その交付税の上乗せで出すという形なので、町との関係というよりも、国との関係で、藤田病院に支出されると。それは町経由で出ているという形だと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 34ページ、農業委員会関係について事務局長にお伺いします。

今回の補正64万4000円の増加は、この農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬の増額です。農業委員会もことしの7月で変わりまして、改選されて人数も減っているわけです。また新たに、農地利用最適化推進委員ができて、当初予算ではこれは見込めなかったんですか。それとも、やってみた結果、いろんな形で出動する回数が多くなったと。事業の拡大によっての人件費について今回プラスの補正をしなければならなかったのか、その辺の結果についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（蓬田英右君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

今回、補正増をお願いしている部分につきましては、農地利用最適化推進委員の年報酬ではなく、新しい制度に伴いまして支給が可能になりました活動実績に伴う能率給について今回増額補正させていただくものです。

増額につきましては、能率給に対する交付金の額が今回確定されまして、その見合い分について今回計上をさせていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 13番八島博正君。

13番（八島博正君） そうしますと事務局長、ことはたまたまスタートしたので、当初予算では見込めなかったと。それから、年度の予算にはその分計上して、途中でこの報酬の引き上げという形でなく処理できることになりますか。質問いたします。

議長（東海林一樹君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（蓬田英右君） お答えをいたします。

能率給につきましては、国の予算の範囲内ということになりますが、新年度の予算につきましては、見込みで計上をさせていただいているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 次に移ります。

42ページ、学校教育課長にお尋ねします。

この42ページの一番上に、ことばの教室負担金5万3000円、金額は少ないんですけども、これは新規事業というか、ことしの新しい事業となったために、その負担金が必要になってやったのか。それとも、今までやっていたんだけども、対象者が多くなった、あるいは事業が拡大したという形でこの負担金増になっているんでしょうか。このことばの教室負担金についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

ことばの教室の負担金の件でございますが、対象人数が増えたということで負担金が増となってでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 次に、まちづくり交流課長にお尋ねします。

ページ数は7ページ、繰越明許費なんですけれども、ここの7番の商工費の道の駅国見あつかしの郷施設改修工事を繰越明許費に上げたのは、去年の6月議会の補正でとった金額がここに計上になっているんでしょうか。質問いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

6月に、補正ということで8000万円を議決いただいたところでございますが、その後の状況の変化等によりまして、12月の議会で3000万円を減額して5000万円を議決をいただいております。今回繰越明許をいたしますのは、その5000万円の中身の部分ということになります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） ただいまの答弁ですけれども、基本的には、道の駅のこの補正というのは、商売というんですか、事業をされていて緊急を要する事態が恐らくこの補正で上がってくるんだと思うんですよ。とすれば、去年の6月ならば、もう3月の年度いっぱいにはやるくらいの見通しでなければならないのですが、諸般の事情でこういう形になったんでしょうけれども、やはりこれは年度内に処理していかないと。きょうのこの補正予算で、最初に佐藤議員からも質問があった3000万円もありますので、その辺の運用について、見解をお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

八島議員のご指摘については、私どもも、もっともなことだと考えてございます。

ただ、この事業につきましては、工事につきましては、当初6月で緊急に整備をしなければというところで、厨房の増築、さらには、大きなところでは冷凍冷蔵庫の部分をレンタルで対応してございましたので、その部分の増築ということで考えてございました。さらには、その厨房の増築については、中の仕様の変更も含まれてございましたが、それが9月になりまして、料理長等の退職によってレストランの提供の形態も変わり、増築の部分がなくなったということで12月に減額の補正をさせていただいたものでございます。

実は、この間で補助事業を受けている施設でございますので、国交省、農水省との協議、さらには県の開発許可担当部局との協議がございまして、それぞれ12月の減額の補正のときまでに了解を得ていたところでございます。急いでその部分について工事をしたいということで準備をしていたところですが、さらに、県の建築確認申請の部門から課題が示されまして、その対応によりまして、どうしても着工がおくれてしまうということで今回繰越明許に上げさせていただいたもので、今の予定としては、4月いっぱいには終わるということで準備をしているところでございますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第12号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第12号「平成29年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第12号、平成29年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明をさせていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第13号 平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第14、議案第13号「平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第13号、平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第14号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第15、議案第14号「平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第14号、平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第15号 平成29年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第16、議案第15号「平成29年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第15号、平成29年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時15分まで休議いたします。

（午後1時57分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 皆様に報告申し上げます。

井砂善榮議員より、休憩中に体調が悪いので退席する旨の申し出がございましたので、現在退席しております。

◇ ◇ ◇

◇議案第16号 平成29年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第17、議案第16号「平成29年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） それでは、議案第16号、平成29年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第17号 平成29年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第18、議案第17号「平成29年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第17号、平成29年度国見町湯水対策施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第18号 平成29年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第19、議案第18号「平成29年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第18号、平成29年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは午前10時より議案調査会を委員会室で開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 2 時 2 9 分)

第 4 日

平成30年第1回国見町議会定例会議事日程（第4号）

平成30年3月15日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第19号 平成30年度国見町一般会計予算
 - 第 2 議案第20号 平成30年度国見町大木戸財産区特別会計予算
 - 第 3 議案第21号 平成30年度国見町入山財産区特別会計予算
 - 第 4 議案第22号 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計予算
 - 第 5 議案第23号 平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 6 議案第24号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計予算
 - 第 7 議案第25号 平成30年度国見町介護保険特別会計予算
 - 第 8 議案第26号 平成30年度国見町土地開発事業特別会計予算
 - 第 9 議案第27号 平成30年度国見町渇水対策施設特別会計予算
 - 第10 議案第28号 平成30年度国見町水道事業会計予算
 - 第11 常任委員長報告
 - 陳情第21号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- （追加日程）
- 第12 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第13 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
 - 第14 議員の派遣について
 - 第15 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（10名）

1番	松浦和子君	2番	村上 一君	3番	井砂善榮君
4番	（欠番）	5番	佐藤定男君	7番	渡辺勝弘君
8番	松浦常雄君	9番	（欠番）	10番	阿部泰藏君
11番	浅野富男君	12番	（欠員）	13番	八島博正君
14番	東海林一樹君				

・欠席議員（1名）

6番 村上正勝君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	佐藤克成君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交 流 課 長	菊地弘美君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇議案第19号 平成30年度国見町一般会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第19号「平成30年度国見町一般会計予算」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） それでは、議案第19号、平成30年度国見町一般会計予算についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。

本議案に限り、歳入と歳出と区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って、最後に全体的な質疑を行います。

なお、質疑にあたっては、議席番号及び質疑事項のページ、答弁者を告げて、1件ずつ質疑されるようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 産業振興課長にお伺いいたします。

予算書31ページになります。

個別の主要施策の概要の73ページになります。

予算書31ページ、19款雑収入、5項雑入、4目事業収入、5節農産物販売収入になりますが、農業ビジネス訓練所の収入についてお伺いいたします。概要で総事業費2000万円、国から1000万円、その他で販売収入475万9000円、一般財源524万1000円とありますが、ビジネス訓練所は苗もまだ植えられていないようですけれども、この販売収入475万9000円の収入の根拠をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

議員お質しのとおり、まだ栽培は始まってはおりません。ただし、平成30年度に研修を含めまして野菜の栽培計画につきまして、現在、検討を進めているところでございます。ミニトマトのほか多品目野菜の経営面積、作付け計画でありますけれども、それに基づきまして、経営指標という計算方式で算出し、概算として計上させていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入関係の質疑は終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1 款議会費、2 款総務費について質疑ありませんか。35 ページから57 ページです。

7 番渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 住民生活課長にお尋ねします。

ページは44 ページになります。

2 款総務費、1 項総務管理費における15 節工事請負費における工事請負費、防犯灯設置工事で141 万3000 円がありますけれども、これは町内会から今まで要望のあった防犯灯の工事として受け取っていいのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 7 番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

お質しの工事費の内容につきましては、各町内会からのご要望を踏まえまして、防犯灯の新規分の13 基分を計上したものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 以前、前課長にお願いしたのですがけれども、防犯灯につきましては、普通の蛍光灯よりもLED 防犯灯にすれば電気代も安くなるということで、新規の物に限ってはLED 化を進めていくというお話でずっと進めているのではないかなと思っておりますけれども、今は予算として何基分の防犯灯の計画をしているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 基数につきましては、LED 防犯灯13 基分となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

1 番松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 企画情報課長にお伺いいたします。

予算書46 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、8 目企画費、13 節の委託料に国見ホイスコーレ事業として905 万円が計上されております。この平成30 年度国見ホイスコーレ事業は若者を中心とした学びの場、県のサポート事業になりますが、旅費、委託料等が高額に思います。数週間のカリキュラムということなので経費もそれなりにかかるとは思いますが、高校生、大学生が対象の国見カスタムラボ、中学生、高校生が対象の国見プロジェクト学習、それぞれ参加者はどのように募る予定なのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） 松浦議員の質問にお答えをいたします。

平成30年度の予算の中での国見ホイスコーレ事業の参加者の件でございますが、このホイスコーレ事業、今年度につきましては復興庁の支援を受けまして、ハンズオン支援事業ということで3つの事業を取りまとめてやってございました。それで、それを引き続き、財源は変わりますけれども、同じような形で、将来的には自走できるような形で進めたいと考えてございます。

その中で、ことしのカスタムラボでございますが、大学生が中心で、社会人の方もおりますが、コアメンバーとして十数名が活動に参加してございます。そういう方々で、大学4年で福島を離れてしまう方もおりますが、町内の出身の方もおりますので、そういう方々を含めて人づてに広げていくのが1つと、それと域学連携関係の協定を結んでございます福島大学、桜の聖母短期大学にもこういう事業をやっていきますよということで、年度初めにPRはしていきたいと考えてございます。

それと、プロジェクト学習の関係でございますが、こちらにつきましては中学生対象ということで、主として中学2、3年生ぐらいのかなと考えてございますけれども、ことし、3回ほど実施をしまして、最初7名から始まりまして、3回目には二十数名の方が集まりました。これも、チラシや何かはまくのですけれども、参加した中学生の生徒が人づてに誘って参加する、この事業おもしろいからどうだいということで、どんどん増えてきているような状況もあります。そのような形で中学生を主体にPRをしながら、波及効果も考えながら人を集めていきたいと考えています。この事業につきましては、中学生の時代から、こういう町の取り組みに対して興味を持っていただいて、高校、大学、そして大人になっても国見町に一定の興味を持っていただいて、できるだけ国見町に関わりを持ちながら将来的にも活動していただくということで進めている事業でございます。

それと、ホイスコーレ事業については、これは町内向けというよりも主として町外向けで、首都圏の学生とか、時期的に夏休みなどに集中的に例えば1週間なり、2週間程度のカリキュラムを組んで、首都圏の大学などをターゲットに、こちらに来ていただいて国見の良さを知っていただきながら、キャリア学習をイメージした、対話型の勉強をして国見を知ってもらい、そして、その体験を外でPRをしてもらうという事業で、カスタムラボ、プロジェクト学習、ホイスコーレ3つの事業を関連づけて実施をしていきたいという事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 国見町の将来に向けた大変すばらしい事業だと思います。ぜひ、部活等で参加できなかった中学生や高校生、特に町内の中学生に、その事業の終了後、冊子のようなものを作って、そして、広報くにもだけのお知らせではなくて、せっかく国見町の将来に向けた事業なのですから、中学生全員、高校生を対象にした事業なわけですから、町内の全員の中高生が共有できるような方向に持っていただい

ればと思います。大変期待したい事業だと思います。

議長（東海林一樹君） ほかに質問ございませんか。

井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 38ページでございますが、13節に職員生活習慣病検診等の委託料が計上されているわけでございますが、この生活習慣病とはどのようなものを総務課長にお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 3番井砂議員の質問にお答えいたします。

生活習慣病検診という一般の町民の方も行っておりますが、職員についてもその検診の内容の中で行っている検診であります。例えば、胃がん検診とか、肺の検査とか、あと高血圧とか、そういう検診だということでご理解を願いたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 質問した点については、生活習慣病という文言が、一般的な考えとして、生活習慣病というと酒あるいはたばことか、そういう改善するような病の検診かと受けとめたわけでございますが、一般町民の社会人の健康検診という形での捉え方で結構なのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議員おっしゃるとおりでございますが、これは法定検診として実施しておりますのでご理解願います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 46ページの中ほど、委託料であります。地域おこし協力隊507万8000円は何人くらいを予定しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） 松浦議員の質問にお答えをいたします。

この地域おこし協力隊の委託料の部分ですが、人件費につきましては、前のページの報酬で嘱託員報酬としてとってございますが、こちらにつきましては、町単独事業の枠の中で3名分です。それで、県と町と合同での地域おこし協力隊2名の募集もしてございますけれども、そちらについては初年度は県のほうで負担をするということでございますので、こちらには計上されていないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、3款民生費について質疑ありませんか。57ページから70ページです。

1番松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 幼児教育課長にお伺いいたします。

予算書 70 ページ、3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目児童健全育成費、1 3 節委託料のこども木育広場つながる一む運営委託料ですが、予算書では 1 7 4 4 万 4 0 0 0 円となっておりますが、主要施策の概要 1 2 7 ページでは 1 5 4 4 万 4 0 0 0 円となっております。この 2 0 0 万円の差額についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） 松浦和子議員のご質問にお答えいたします。

ここに計上しております委託料、こども木育広場つながる一む運営委託 1 7 4 4 万円につきましては、1 5 4 4 万 4 0 0 0 円は子育て中の親子の交流の広場の提供や相談、情報提供、育児サークルなどを実施する地域子育て支援センター業務を業者に委託する経費になります。残りの 2 0 0 万円につきましては、こども木育広場や道の駅におきまして、来場者、家族で楽しめる子ども向けなどのイベントを開催する業務をまちづくり株式会社に委託するものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に 4 款衛生費について質疑ありませんか。71 ページから 77 ページです。

7 番渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 保健福祉課長にお尋ねします。ページ数は 74 ページになります。

4 款衛生費、第 1 項の保健福祉における、これは 1 3 節委託料の中において、健康運動教室で金額は 6 万 2 0 0 0 円なのですけれども、内容をお聞きしたときにメタボ予防ということで、テレビでも放映されていますように、福島県はメタボ率が全国的にワーストに入っているということで、メタボが大分クローズアップされております。この運動はメタボ者に対するものだと思いますが、その対象者はどのように選定しているのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

健康運動教室の対象者についてのご質問でございますが、まず、この事業について、議員お質しのとおり、メタボの対策のための運動教室ということで、新規事業で実施したいとすることでございます。運動指導士、いわゆるインストラクターの指導によりまして、メタボの方の体重の減量に向けて 6 回にわたるプログラムに沿って運動指導を行って、習慣化するよう指導するものでございます。

対象者につきましては特定健康診査、いわゆるメタボ健診を受診された方で、健診の結果、メタボリックシンドロームに該当した方、この方は生活習慣病のリスクの高い方ということで優先的に対象にしたいと考えているところでございます。なお、この予算額 6 万 2 0 0 0 円については社会保険の方の分として計上しておりまして、国保の方の分は国保特会に委託料 1 4 万 3 0 0 0 円を計上しておりまして、合わせて実

施したいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長から説明を受けましたように、メタボを解消するためにということで、社会保険と国保の方の予算は両方あるということなのですが、一定の場所に集めて、皆さんで軽運動というか、メタボにならないような運動場所を提供するというので、どこか場所はもう既に確保して、やるのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

この運動教室を実施する場所ということでよろしいでしょうか。

想定としましては、観月台文化センターの一室ということで考えているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次は5款労働費について質疑ありませんか。77ページから78ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次は6款農林水産業費について質疑ありませんか。

78ページから88ページです。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねいたします。

ページは82ページになります。

6款農林水産業費、1項の農業費における、19節になりますが、経営体育成事業ということで、この事業の内容は、貝田の圃場整備事業における機械購入と説明を受けたのですが、それでよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

これは国の補助事業でありまして、農業機械等導入の10分の3を補助する制度の中で、今回、予算に計上させていただきましたのは貝田の圃場整備事業に伴いまして設立されました生産法人の要望がありましたことから、今回、予算として計上をさせてもらったものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） まず機械の中身について、結局、何を買おうとするのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

現在、要望が出ておりますのは、コンバインの導入をお願いしたいという要望になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 先ほどの答弁の中にあるように、法人化されていると、法人化されている人数はどのくらいの方が。圃場整備にかかわった方が、全ての人が法人にかかわっているのか。そして、また、それとは別途にやっているのか。あの圃場整備にかかわった人たちが全て法人化にまざっているのか、その辺について再度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

圃場整備事業の受益者につきましては約100名であります。ご質問の法人につきましては6名の方で設立してございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 産業振興課長にお伺いいたします。

予算書83ページ、6款農林水産業費、1項農業費の11節の需用費の中の水道料、農業ビジネス訓練所の水道料が6万円と計上されておりますけれども、400万円からの販売収入を上げるのに、作物を作る上で水はとても大事なものではないかと思えます。6万円の水道料で、作物に使う分だけではないと思えますので、これで間に合うのかどうかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

83ページに計上させていただいておりますのは、研修施設等で使う水道料金ということで計上させていただきまして、作業に使う水につきましては地下水を利用したいとの考えで進めてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 野菜等に使うお水は地下水ということは、井戸を掘られたということですか。その水質に問題はないのでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

井戸については、掘削し、ポンプを設置してございます。水質につきましては、専門機関に検査をお願いしたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 井戸を掘られてポンプを設置したということですが、その貯水量は十分間に合うだけの貯水量があるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

現段階ではそれなりの水量が確認されておりますが、毎分幾ら湧くとか、そこまで正確には把握していないところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 8 2 ページの中ほど、福島県営農再開支援事業 6 0 5 0 万円とありますが、これは何に使われるものか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

福島県営農再開支援事業の中身でございますが、主には果樹の改植事業となっております。そのほか、米の吸収抑制対策等の費用につきましても計上しておりますが、平成 3 0 年産米については吸収抑制対策を実施しないことにしております。予算を調整した時期とのずれがありますので、多少金額に差が出てくるということで考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 果樹の改植は、どのあたりの地域で、面積にしてどのくらいなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 果樹の改植事業につきましては、今後、収穫後に申し込みを受け付けまして、それで、対策をとることになっておりますので、あくまでも想定として 5 0 0 0 万円程度を見込んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

2 番村上 一君。

2 番（村上 一君） 8 2 ページの農業ビジネス訓練所ですけれども、ある程度、売り上げも見込んでいるようなことでありますが、ハウスと露地で野菜を作るということであります。あそこの土地は水田で、畑になるのかというような状態で、土の入れかえとか、そういうことは考えているのでしょうか。確かに、野菜を作るには、それなりの土づくりもあるのですが、そういう考えがあるかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

今年度の事業でありますけれども、畑として造成をしまして、ある程度、農地として作物を作付けするのに適した土については、表土を寄せ集めてございます。なお、

今後も肥料等を投入して土づくりはしていきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に7款商工費について質疑ありませんか。88ページから92ページです。

商工費について質疑ありませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 91ページの商工費、13節委託料のところですが、調査委託250万円とありますが、この調査委託は何の調査なのでしょう。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） 8番松浦議員のご質問にお答えをいたします。

13節委託料の調査委託250万円についてのご質問でございますが、この調査委託につきましては、福島県観光力づくり支援事業を活用いたしまして、国見町にございます道の駅に来る来場者の経路の部分を調査をすることを主な目的としてございます。どこを発地して、どこを経由して道の駅に来たか。さらに、道の駅からどこを経由して、どの目的地へ向かうかというところを調査をしたいと考えてございます。あわせて道の駅国見でのインタビュー調査のようなことも含めて、この調査の積算をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） その下に制作業務として100万円上げてあります。これについては何を制作するのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

制作業務100万円という部分についてでございますが、これも福島県の観光力づくり支援事業を用いまして、国見の周遊観光のキャンペーンを昨年行ってございます。秋のご案内ウイークということで行ってございますが、この際にPRのブースについて、きちんとしたものがあつたほうがいいとのご意見をいただいていたので、今回、この制作費につきましては、国見の周遊観光キャンペーンにあわせてPRブースを制作をしたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） その下に観光づくり事業25万円とありますが、この中身についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

観光力づくり事業の25万円につきましては、29年度も行ってございますが、観

光ガイドの育成事業ということで、国見にありますさまざまなコンテンツを勉強しながら、さらにお客様に楽しんでいただくことを目的にガイドを養成していかなければならないということで、その養成費用で、観光力づくり事業で25万円計上させていただきます。

ただ、観光ガイドの育成といいましても、一般的には5年ぐらいはかかるだろうと言われておりますので、この取り組みについても継続的に行っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に8款土木費について質疑ありませんか。93ページから99ページです。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 99ページ、5項住宅費、13節、その中で調停業務委託100万円について建設課長に伺います。

本町ではどのくらいの滞納額に対して調停手続を行うのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

調停業務に係る部分でございますが、調停につきましては、調停の対象になる方の状況にもよりますが、担当課といたしましては基本的には100万円程度を目安にしているということでございます。そのぐらいになりますと、その後の支払いに困難が生じてくるということで、今後の支払いの方法等について法的な部分を含めて調停をしていかなければ、なかなか滞納の回収につながらないということでもありますので、余り少額になりますと経費が逆にかさむこともございますし、それが100万円以上になってしまうと、その後の部分にも支障があるということで、対象となる居住者にもよりますが、おおむね100万円を目安にしているとご理解を賜ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 100万円という額は滞納者に対しては大きな金額だと思います。

滞納の小さいうちに連帯保証人を含めた対応が重要かと思います。どうして小さいうちに対応してこなかったのか、取り組みについて伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 対応については毎月行っております。これは法的にありますので、毎月請求いたしますし、催告もいたします。そんなことも含めてやっておりますし、ただ、議員もご承知のとおり、公営住宅については、公共の福祉という意味合いもありますので、若干民間の住宅と違う部分もあります。ただ、高額になる方につきましては、ご存じのとおり、家賃が高い住宅、俗に言う鉄筋コンクリートの住宅であ

りますと大体月3万円から4万円の家賃になりますから、ということは、それが100万円になるということは約3年でございます。町といたしましても、その辺の目安があるかと考えておりますし、調停に至る以前には分納を含めて対応しておりますし、毎月の呼び出しなり、電話の対応なり、臨戸訪問なりも含めてやっております。その中で、どうしてもやっぱり誠意がないといえますか、そういった対応がない方につきましては、調停という法的手段に頼らざるを得なくなってくるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） なければ、11時15分まで休議いたします。

（午前11時02分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 議案第19号の質疑を続けます。

9款消防費について質疑ありませんか。100ページから106ページです。

消防費について質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、10款教育費について質疑ありませんか。

106ページから133ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、11款災害復旧費から14款予備費について質疑ありませんか。133ページから135ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、最後に、歳入歳出、全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

歳入歳出、全体的な質疑です。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 収入の面での町民税について質問します。答弁者は税務課長なのか、総務課長、いずれでも結構です。

予算の概要の中を見てもみますと、除染が終わり、今までの特例がなくなったんで、こういう結果になったということで、町民税が個人の場合では去年よりも1300万円増、法人税が2300万円減っていると。差し引き1000万円の減となっている

んですけれども、この個人町民税が1300万円増える理由をもう少し具体的に伺います。と同時に、固定資産税も2900万円、去年よりも多く30年度は組まれている。我々町民にとっては、最終的にこの固定資産税も増税になるのかなと思っていません。説明によりますと、これも災害の関係で今まで減免処置等々があったのが全部なくなると。逆に言うと、7年過ぎて30年は増税の年になるという感覚になるんですけれども、その辺の理由を伺います。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 13番八島議員のご質問にお答えします。

町民税、個人及び法人、そして固定資産税の関係ですが、まず、個人町民税につきましては、前年より1300万円増ということですのでけれども、こちらについては景気の回復であったり、地域活性化の拠点となる道の駅国見のオープンによる増加等を見込んでいるという部分でございます。しかしながら、法人町民税については、先ほどお話がありましたように、除染等を含めた復旧・復興に伴う事業がだんだん完了してきたことにより、法人町民税は震災前の水準まで減るのではないかとということで、2300万円の減になったということでございます。

さらに、固定資産税の関係ですけれども、今お話ありました震災からの減額が戻るということもございますけれども、東日本大震災に伴いまして減額措置がございました。土地については0.9、家屋については0.7について、震災前に戻すということで、この復元につきましては、国見町だけではなくて近隣の市町も同じような形で30年度から復元をされるということでございます。実際、震災前レベルの固定資産税額まで戻ったということになりますとともに、来年は3年に一度の評価替えの時期でございますので、その部分を見込んだ形で今回については予算を計上させていただいたということで、30年度の予算編成する上での町民税並び固定資産税の見込みの根拠を説明させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） ただいまの説明で大体理解できるんですけれども、予算の町民税の中で占めるいわゆる法人の町民税の低さが際立っております。

そこで、町長にお尋ねします。

国見全体で3905万円という、この法人町民税、大幅に町税を増やして自主財源を増やすには、ここのところを増やすきり方法がないので、短期的あるいは長期的に、この辺について町長はどのようにお考えでしょうか。質問いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

原点としまして、まず大震災があって、そして各法人の皆様方に復興支援ということで除染の対応をはじめ、あるいは役場庁舎、道の駅等の復興再生の関係の事業にそれぞれ国見町の法人の皆様方をお願いをして、ここまですとやってきております。その一番ピークの時期が平成26年度でございました。25年度、私が町長になりま

して、25年度に76億円、これが大体その40億円差し引きしますと、36億円がまさにそういった予算なのです。それから26年度は130億円、差し引きしますと90億円が復興関係の予算になると。それから27年度は112億円、28年度についても92億円ということで、そういった条件が続いてきておったということで、法人の皆様方には一生懸命やってもらいました。ごらんのように復旧・復興がこういった形でまさに目に見えるような形で、光・元気・活力を創出させていただいた。それがまさに国見町の法人の皆様方中心にいろいろとやっていただいた。それが結果的に収入がありますよね、そういった事業をやるわけですから。ここまで250億円ぐらゐの事業を実はやってきました。当然にそれは各法人の皆様方の体質強化という意味でもその収入にいい意味ではね返ってくるということでありました。それがまさに税にはね返って、ずっと今までそういった形でできておりました。ところが、今年度、昨年度あたりからになりますけれども、そういった事業が減少しつつある状況の中で、来年度の法人関係の税収が減少になるような形になったということ。これは皆さん十分ご承知のことだろうと思います。

それで、今、八島議員のお質しの、それでは前に戻すのどうするんだということだろうと思います。私は、今年度の予算、皆さんご承知のように、「復興・絆」「交流連携」原点回帰予算とさせていただきました。いろいろやってきました。そして、とにかくいろいろな面でその生活環境を平成23年度前に戻そうではないかということ。予算面もそういうことで戻そうではないかということ。来年度の予算はそういった数字になっておるといことでございます。

今後はやはり農商工の連携、つまり産業の振興どうするんだという形に当然なってくるんだらうなと思います。これはいろいろな手法があるんだらうなと思いますけれども、国見町は1万人の小さい町であります。世帯も3,000世帯しかございません。自主財源も非常に今厳しい状況にありますので、いろいろな事業等々について、例えば今いろいろな国・県の事業も国見町でやられておりますので、国見町にいらっしゃる法人の方々に参入するかとか、あるいはある面でその農業の振興が6次化的な視点で農商工連携してプラスアルファの収入につなげる。まさに道の駅なんかその一つの形ですよ。あと、一般質問でいただきました例の加工施設なんかもそういうことだろうと思っておりますので、そういった6次化の中で農商工連携する、法人の方々も入っていただく、そして収入アップを図るなど、いろいろと手法はあるんだらうなと思います。

ですから、その辺については今までのその非常に高いレベルの収入からどどんと落ちてしまった。いかに今度上げていくかということを実際に今、八島議員のお質しのとおり、考えながら国見町の法人の皆様方も今後前に前に進んでいけるようなそういった手法、施策何ぞやということを含めて、いろいろと町としても検討する、あるいは議員の皆様方にもご検討いただく。そして連携して国見町全体の活性化にどうするんだという形で対応していくことなだらうと思っておりますので、議員のお質しを十分踏まえて、今後町政全般、6次化の問題も含め、道の駅の活性化も含め、いろ

ろありますので、そういったことをしっかりやって、前に前に国見町を進め、そして一つの自治体として今後前に前に進めていけるようにしっかりと対応していきたい。そして、「ずっと好きです国見町」、こういった思いが皆さんとともに共有できるように対応していきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 46ページの第2款総務費、総務管理費、先ほども質問させていただきましたが、13節の委託料の地域おこし協力隊について、もう少し質問してみたいと思います。

これまで2名来ていただいたんですが、町外の方を誘致して定住、定着を図るのが狙いだったんですけれども、うまくいかなかったのではないかと思うんです。それで、ある程度の収入が得られなければ、この町に定着、定住してもらうことはできないと思うのですが、どのような仕事をして、どのような収入が期待されるのか、任期はまたどのくらいなのか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） 松浦議員の質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊の関係でございますが、平成28年4月に県と町の共同募集で、伝統産業でありますあんぽ柿の継承を含めた地域おこし協力隊2名の方を採用させていただきました。それで、その2名のうち1名の方については28年度末で退任をされました。そして、もう一人の方につきましては、昨年11月に体調を崩されて退任をされたということでございます。この地域おこし協力隊の制度はそれぞれ国の財政支援措置と国の政策的な首都圏、人口密集地から地方に移住を促しましょうという考えが基本的にございまして、その首都圏から地方にいろんな条件はありますけれども、地域おこし協力隊としてノウハウを持ったような方、あるいは移住も含めて地域おこしに携わりたい方が手を挙げて、地域おこし協力隊という形で赴任をするという制度でございます。

それで、昨年の方については、それぞれ退任をされたのは個人的な事情によるものと聞いております。本来であれば国見町でもっと農業に、あんぽ柿の継承なども含めて農業に携わってやっていきたいとお話は伺ってございましたが、それぞれ個人の事情もございまして退任をされたと認識をしております。地域おこし協力隊は国の制度で3年間という期間が限定されてございますので、全国的に5,000名ぐらの地域おこし協力隊の方が今いらっしゃるということですが、その後、自分で起業する方や、なかなかなじみなくて地元に戻ってしまう方もいらっしゃいますが、活動した地域に興味を持って起業をされる方も何割かはいらっしゃるということでございますので、国見町の基幹産業、農業にかかわっていただいて、農業の振興とより稼げる農業を地域おこし協力隊の方も含めて、目指していければと考えている

ところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 産業振興課長。82ページになりますが、農業ビジネス訓練所、先ほどからいろんな形で取り上げられておりますけれども、まずはじめに、いよいよ始まるということで、どういう形態で運営されていくのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

形態ということでよろしいんですね。訓練所につきましては、新規就農者を含めた担い手育成、園芸作物の振興を目的にしております。研修につきましては長期研修、短期研修、体験研修というプログラムの中で進めていきたいと考えております。それに必要な資材関係も準備いたしまして、また、人的な部分で言いますと、研修の担当者、農場の管理担当者を設定いたしまして、あとは野菜栽培の補助員といいますか、作業員というか、そういう方を配置して進めていきたいと考えております。なお、現在も週3日ではありますが、野菜栽培の農場管理の補助員を募集している状況になってございます。そのような体制で進めていければと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 中身については今、説明がありましたから、わかりましたが、この訓練所の運営といいますか、町が直接かかわって、これを運営していくのではなく、どこかに委託するということでの運営ではなかったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

現時点では、当分の間、町で運営をしていきたいと考えてございますし、将来的には今議会に設置条例をお願いいたしましたが、指定管理者、そういった将来的な対応を含めて今後検討していくことで考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） その指定管理者なのですけれども、指定管理者制度という形態をとることはどういう理由からなのでしょう。例えば道の駅ですと、これも指定管理者制度との契約で行われているわけなのですけれども、一定程度の割合で負担していくということになりますけれども、そういった意味も含めまして、この指定管理者制度をとりたいたいというのはどういった理由なのでしょう。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

先ほども答弁いたしましたが、当分は町で運営をしていきたいと考えております。将来的には研修の運営なり、農場の運営なりが独立採算的な方向に進んでいけば、指

定管理者として公募した場合に手を挙げる方が出てくれば、そういった方法もあるとは考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） ページ数、80ページ、産業振興課長にお尋ねします。

この農業振興費が1391万1000円減額になっております。日曜日、天気がいいので剪定していたら、いわゆる町の猟友会の人たちが10人ほど来て、一生懸命イノシシの駆除をやっていただきました。ところが、畑は見事に私も掘り起こされてましたが、国見町でイノシシ、その他によるこの農作物の被害額は幾らぐらいあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

被害額につきましては、現在のところ集計中といいますか、まだはっきりした被害額については算定していない状況になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 本当にここに農業委員会の委員長も出席していますけれども、猟友会の会員として、イノシシの対策で非常に頑張っていますことを御礼申し上げたいと思います。

きょうの農業新聞の報道では、茨城県でも被害が大きくて鳥獣被害の対策費を倍増していると。倍、県で予算として、各町村で対策をしています。だから、私が言いたいのは、国見町も相当な被害になっていると思います。その被害をやはり駆除隊の人たちにお願するほかできないんですけれども、報酬として216万2000円、しかもそこに業務委託する委託料20万円だけなのです。これで住民のいわゆる周辺の小坂、泉田新田から貝田までのこの山中のこの鳥獣被害というか、イノシシを防げるのでしょうか。私は少ないと思うんです。この忙しいときにお願するのにも気の毒なくらいで、これではどうなのかなと思いますけれども、それについての課長の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

主にイノシシ対策ではございますが、地域農業再生協議会の事業といたしまして、ワイヤーメッシュ柵を桑折町境の泉田から、今年度につきましては大字貝田の一部まで設置してきております。それで、ある程度の被害は防止されていると考えておりますが、それだけでは完全ではないとも考えてございます。ワイヤーメッシュ柵につきましては、引き続き新年度については光明寺まで伸ばしていきたいと考えておりますし、実施隊の皆さんの報酬につきましても、予算の範囲内ではあるんですが、できる限り考えていきたいと考えております。なお、80ページ、委託料の20万円につき

ましては、銃の技能訓練について猟友会に委託している費用を計上させていただいております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 私も田んぼに入られたり、畑に入られたりしているので、その都度、役場に連絡して現地を見てもらっているんですけども、田んぼに来たとき困るのは、畦畔が皆掘られて水路がもたない。そういったことが小坂地区を中心にたくさん苦情が出ているんですよ。もっとこの何というか、農家の切実な願いで何とかしてくれと。ことしはもっと山手に猿も来ているんで、耕作放棄地が増えるという話が出ております。

そこで、課長にお尋ねします。その前の農業費の中で、農業委員会の費用が出ておりますけれども、この作ってもイノシシに荒らされて作物にならないんで、もう作らないよと、放置するという人が増えれば増えるほど、町の一大問題だと思うんです。そこで、この耕作放棄地対策について、町ではどのように考えているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

現在、農業従事者につきましても、高齢化が進んでおります。あと、未整備の山手の農地のほうが、どちらかというとな耕作放棄地のそういうような状況になりつつあると考えてございますが、耕作放棄地の発生防止、解消につきましても、農業委員の方にもそれぞれお願いいたしまして、現場をパトロールしていただき、なるべくそういう状況にならないような努力を、引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。ただ、耕作放棄地につきましても、国見町だけの問題ではなく全国的な広がりもありますので、優良事例等を研究しながら、今後の対応を行っていききたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 産業振興課長に質問します。

先ほど松浦和子議員からも出ておりましたけれども、31ページにおける19款諸収入の5、雑入における農産物、5節の農産物販売収入475万9000円、その中身について説明をいただきました。それで、先ほども農業施設で、水耕栽培をやることがありましたけれども、その中で先ほど水道利用には井戸水を使うと。井戸を作ってやるんだと初めて私、聞かせていただきました。その水質検査はどうかと、これからやるんだということなのですけれども、これから470万円以上の収入を上げるんだという根拠は、私はそこに行くまで、つまりその商品がいいものでおいしくて、そして商品化があるものを商品として出すべきだと考えるときに、まずその水質もわからないのでは、水を流して水耕すれば出たものが商品になるとかというのは、ちょっと余りにもひどいのではないのかと。まずは水耕栽培をする上で、その水

と、それが液肥と、全てうまく行って、それで完璧になって初めて商品として認めさせて、皆さんにどうですかと行くのが普通だと思うんですけども、そこに、井戸水を使わなくてはならなくなった根拠を伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

井戸水を使う理由でございますが、当然、野菜栽培等をする上で、水は重要なものだと考えております。上水道を利用した場合には、それ相応の水道代もかかるということから、できれば経費を少なく、井戸を掘って、それを利用できればということを進めております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） この液肥を使う栽培については、前に水耕栽培の議員研修に行っていました。そのときには液肥を循環させるだけであって、水を常に補給するわけではないようなこととお話しいただいております。今回の栽培についても液肥を循環させることがメインであって、給水をしながら常に水を目いっぱい使うわけではないと思うんです。つまり一度水を入れて、その液肥を作った中を循環させるというような形で行くことであって、そのように目いっぱいの水を必要とするということがわからない部分があるんです。仮に使ったとしても、水質検査、井戸水といっても何種類もあるんです。金気が出てしまう井戸水もありますし、いろんな水がありますから、まずは井戸水の水質検査をして、それで液肥を入れて、初めてそれがいい液肥になるのか、その辺についての考え方というか、それは十二分にできているのか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

今回の養液栽培につきましては、トマトの栽培を考えてございます。それで養液と水をまぜて使うということではなくて、養液、水についてはそれぞれコントロールしながら供給していくこととしております。あくまでも養液につきましても、循環式ではなく植物が必要とする分の養分を供給しながら栽培をしていく。そういった栽培方法に合った品種を選定しながら進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 81ページの農林水産業費の一番下、米の付加価値向上事業で30万円とありますが、これは国見のブランド米を作る目的があるようですけども、PRとして使われるこの30万円は具体的にはどのようなものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

こちらの補助金30万円につきましては、現在、くにみ米づくり研究会で29年産

米からコシヒカリ、天のつぶを栽培し販売をしております。その団体に対する平成30年度の補助金ということで今回計上させていただいております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 補助金の使い方については任せているということでしょうか。例えば私だったら、広告とか何か印刷したものでPR何か考えられると思うんですが、その辺は具体的にどうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

やはりPR、そういった経費に使われるものとして計上をさせていただいたということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 95ページ、建設課長にお尋ねします。

道路橋梁費の4項道路橋梁費新設改良費8420万9000円の計上は、去年より1202万6000円少ない金額です。これは今定例会の補正予算で減額補正して、9000万円から8400万円になったと理解していいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 3月の補正で減額をさせていただきましたけれども、30年度につきましては、社会資本整備総合交付金事業の年度計画として、平成29年度中に国に要望した金額ということでございます。それが全く一致するということではございません。建設課として平成30年度として取り組める最大限の事業として要望した金額ということでご理解を賜ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 町の予算を見ますと、事務的経費と投資的経費の割合が出ております。ところが、投資的経費がどんどん少なくなっています。これは除染作業が終了したことも原因にはあると思うんですけれども、町民にとってはいかにしてこの投資的経費を多くして、町民の要望に応じてもらうかが町政に対する要望です。その大きいのが農道や道路の改修だと思います。町道5号線は、私の地区のところもなかなか難しく、拡幅できない箇所がございます。町で一体何をしているのかと地元から言われますが、私にも相談は一回もかかったことがございません。建設課でやるんだと思って、私も黙って見えています。ですが、町民からすればあの道路は不思議です。

よって、私は去年は9600万円やったけれども、2路線が国から補助がつかなくて減額補正するという説明ありました。ことしもまだ半分ぐらいしか舗装にならないという、この予算もまた3月に補正するような状況になってしまうのかなど。そのときに建設課がどうの、町がどうのじゃなくて、議会も含めて、あるいは地元の関係者

も含めて協力要請しながら、ぜひとも実現するような形を作っていかないと、ますますもってこれは事業縮小みたいな形になっている可能性があると思いますが、建設課長、いかがですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

八島議員のおっしゃること、ごもっともとは思いますが、国の社会資本整備総合交付金予算の総枠が決まっております。その総枠の中で、全国の約1,700何がしの市町村がその枠に対して要望を上げていくという状況でございます。補正予算の際にも申し上げましたが、その箇所づけに対する内示率が現時点で大体5割を切るような状況になってきている状況もございます。そのため、町といたしましても、事業の中での順番づけをせざるを得ないという状況になっております。

当然、町道5号の問題はずっと引きずっておりますし、早期に解決しなければならないという状況もございますが、その間に当然ながらご存じのとおり、国道4号の伊達拡幅がここまで進捗している状況を踏まえれば、それに関連する事業を優先せざるを得ないという状況もございますので、その辺を含めまして当初予算は別にいたしましても、国が今後、補正予算で認められた状況もございますので、補正なり2次補正なりに国がそういった補正予算を組んだ時期に追加要望として上げて、何とかその事業を推進できる体制を作りたいということで、町といたしましても要望活動含めながら頑張りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） こういった限られた国の予算、補助をもらってくるのは本当、建設課だけでは大変だと思います。トップの町長をはじめ、我々議会にもぜひその困難さを訴えてもらえれば、議会でも国・県に要望を出して、実現方やっていきたいと思っております。そうやっていかないと、この8400万円もまた補正するようなことになるのではないかと。ぜひともそういった形でこの予算の実現方お願いしたいと思っておりますけれども、町長よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、八島博正議員のご質問にお答えになるかどうかわかりませんが、お答え申し上げたいと思います。私も年、四、五回は社会資本整備担当部署、国土交通省市街地調整課に行ったり、国土交通省の福島河川国道事務所等々に随時お邪魔して、とにかくこれ戦いなのですね、各市町村。一千何百の市町村ありますから。その戦いでいろいろと私も要望していますし、例えば何かあったときには必ず国土交通省、総務省にはお回りして、私の町の状況あるいは要望も含めていろいろやっておるとというのが現状でございます。

そういったことで、国道4号の拡幅ですね、どんどん進め始めました。あれも本当に停滞していたんですね。郡山までは来ているんですけども、そこから全く動かないという状況が続いていたんですよ。私は3年前かな、とにかく国土交通省の道路局に

しょっちゅうお邪魔して、いわゆる財務省にもお邪魔して等々、これも数多くやりました。補正予算、当初予算等々も含めてかなり要望させていただきまして、何とか今の状態、皆さんごらんとおりでございます。橋も何とかできました。そうしますと、近くは藤田総合病院まで4車線化、その先も役場まで近いうちということで、とにかくこれ戦いでございますので、その戦いをどう切り抜くかということで、現在やらせていただいておりますし、あと社会資本整備交付金事業についても当然に前向きにどんどん取り組んでいくと思っております。

今、八島議員お質しの議会も含めてというお話もございましたので、これについては、議会だけでいいのか、あるいは町と連携するのとかいろいろあるんだろうと思いますので、その辺は今後、今のご意見を踏まえながら、どういう形でどういうスタンスで行ったらいいのか。ただやはりこれからは町だけで単発の形で行くというよりも、やはり総合してどうしていくんだと。いわゆる県北地方、特に伊達地方でどうするんだみたいなイメージでやっていくのがいいのか。その辺も含めて今、道路協議会などができておりますので、協議会と十分コンタクトをとって、建設課が窓口になっておりますので、コンタクトをとりながら、なるべく応分の配分が得られるように鋭意進めていきたいと、思っております。

ただ、皆さんご承知のように国見町の純正な自主財源が20%ぐらいなのです。申し訳ないのですが、経常経費にほとんどとられてしまっている状況がございます。したがって、なるべく外向けから予算を確保してやらないと、国見町は将来的に維持発展できないと。これから原点回帰と私、何回も申し上げておりますけれども、かなり厳しい状況が私は来ると思っています。なるべく皆さんで大変な状況はわかります。いわゆる費用対効果ですね。あと行財政改革、スクラップアンドビルド、こういったものをイメージしながらやらないと、これからは国見町、未来に向けて維持発展はなかなか難しいと思います。エゴ的に私はこうしてほしい、私もこうしてほしい、これあります。ですけれども、全部やったら国見町はすぐパンクします。ですから、そのストーリーを描きながら、今後国見町としてどういうスタイルがいいのかということ、私も今、真剣に考えております。まさに原点回帰です。予算も40億円時代に戻ります。そのときにどうしていくのかということを実際に考えながら、今度先に向けて対応していくということだろうと思っておりますので、今、八島議員のご質問の趣旨はわかりましたので、今後関係機関等々と協議をして、どういうスタイルがいいのか、さらに詰めていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

13番（八島博正君） 質問します。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 91ページ、まちづくり交流推進費について質問いたします。

631万9000円上がっているんですけども、私が最初に質問しました町民税1200万円の増は、まちづくり株式会社ができて、そこで働く人たちの人件費も、

町民税からすれば必要になりますのでプラスになっているのかなと思っております。ただし、今定例会の補正予算で3000万円の補正とりましたが、今回の補正、当初予算には負担金3000万円くらい必要ではないかと考えていました。というのは、私は経営というのは遠慮してはだめで、必要なものを要求してもらって、そしてみんなで討議して可決して執行するのが本来の姿だと思います。それでなくても、きょうの新聞に、福島市議会の質疑応答の中で、市長は大笹生に道の駅を2020年まで作りますよと。今月24日には、霊山の道の駅がオープンします。こういった情勢を考えると、ぜひとも道の駅頑張って、ほかがオープンする前にやっぱり経営を確立したいと思いますので、この予算でことし頑張るといふ考えなのでしょうけれども、これで十分なのでしょうか。まちづくり交流課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君）　まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君）　八島議員のご質問にお答えをいたします。

道の駅の関係につきましては、補正予算で3000万円を維持管理の費用ということでお認めをいただきました。このときにご説明を申し上げましたとおり、道の駅の公益的部分も含めて、公の部分につきましては、維持管理費用について指定管理者に適切に積算をしてお支払いするということが通常ですとのお話をさせていただきました。その部分について、どうしても29年度、道の駅は開業ということもございましたので、その部分で年度末にならないと、なかなか積算もできないということで、30年度につきましても同じような考えでいるところでございます。

先ほどの質問の趣旨に戻りますが、これで間に合うのかとのご質問でございますが、今現状では指定管理者でありますまちづくり株式会社が鋭意努力をして営業しているところでございますので、この当初の予算の段階で幾らというところはなかなか難しいかなとも考えてございますし、まちづくり株式会社は民間の会社でございますので、その部分について、町があらかじめ幾ら幾らというところで予定をするのも、営業においてはなかなか自らのと、自主的なところがそぐわないのかなというところもございまして、当初の予算においては計上していないというところもございまして、今後の部分については道の駅、まちづくり株式会社の経営状況を見ながら適切に判断をしていくことになろうかと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君）　町長。

町長（太田久雄君）　それでは、私からもご答弁させてもらってよろしいでしょうかね。

いわゆるまちづくり株式会社に対する維持管理経費的部分のお質しだろと思うところでございますが、補正予算でこのたび3000万円の議決をいただいたということで、この点に関しましてはまず感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。その上で来年度予算、当初に維持管理経費で3000万円は計上しておらないというのが現状でございます。これにつきましては、1年前は当然でありましたけれども、その指定管理者と町との契約の中で経営状況を十分踏まえながら、その維持管理経費等々の支出については協議していきましようということで契約がなされておるとい

ことがまず一つございます。と同時に、なかなかまだ道の駅、皆さんごらんのように形ができていないんです。一つの形がまだ非常にビブラートがあるということで、なるべく早目に対応し、私自身も作りたいと思って、町の立場でいわゆる取締役等々にはかなり強く申し上げておるわけでございます。ただ、この経費でこのくらいかかってどうだみたいな一つの形が、まだストーリー的にでき上がっていない状況でございますので、なるべく早目にその形づくりをするようになり強く私も申し上げております。

そういった中で、例えば今いろいろ形できておる藤田病院には6500万円の負担金を出しています。あれも維持管理経費ですから。あと、下水道も9000万円、今出しています。それは伝統的にずっと来て、一つの過程があって、これだけ必要だよという結論が出て、出しているものでございます。したがって、道の駅もそういうストーリーを描きながら、どうしてもこれだめであると。まずは経営努力してもらおうと。その上でだめであるという形になれば、当然3500万円なり5000万円なり1000万円なり、支出を当然お願いするという形にもある意味でなるのかなと考えております。そのやはり一つの形を、私、何回も申し上げております。3年くらいをめどに一つの形づくりをして、4年目あたりの当初予算から計上する。何とかやれますというのであれば、ゼロ計上でいいわけでございますので、そういったことを十分踏まえて、今後先を読みながら対応していきたいということで、今回は予算を計上しなかったということでございます。今後の来年度の状況を十分見きわめながら、また議員の皆様にご相談申し上げて、前に前に進んでいきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これで、本案の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時09分）

◇
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◇
◇議案第 20 号 平成 30 年度国見町大木戸財産区特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第 2、議案第 20 号「平成 30 年度国見町大木戸財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） それでは、予算書の 145 ページをお開きいただきしたいと思います。議案第 20 号、平成 30 年度国見町大木戸財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

◇
◇議案第 21 号 平成 30 年度国見町入山財産区特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第 3、議案第 21 号「平成 30 年度国見町入山財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） それでは、予算書 153 ページをお開きいただきしたいと思います。議案第 21 号、平成 30 年度国見町入山財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第22号 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第22号「平成30年度国見町公共下水道事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第22号、平成30年度国見町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第23号 平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第23号「平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第23号、平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第24号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第24号「平成30年度国見町国民健康保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第24号、平成30年度国見町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第25号 平成30年度国見町介護保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第25号「平成30年度国見町介護保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第25号、平成30年度国見町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第26号 平成30年度国見町土地開発事業特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第26号「平成30年度国見町土地開発事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） それでは、議案第26号、平成30年度国見町土地開発事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第27号 平成30年度国見町渇水対策施設特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第27号「平成30年度国見町渇水対策施設特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第27号、平成30年度国見町渇水対策施設特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第28号 平成30年度国見町水道事業会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第28号「平成30年度国見町水道事業会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第28号、平成30年度国見町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（陳情第21号）

議長（東海林一樹君） 日程第11、常任委員長報告を行います。

産業建設常任委員会に付託されました陳情第21号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました陳情第21号の審査結果について報告いたします。

産業建設常任委員会は、去る3月1日本会議終了後、午前10時50分より委員会で担当課長の出席を求め、職務のため議会事務局長も出席をして開催され、資料及び内容説明に基づき慎重に審議をいたしました。

陳情第21号は「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」であります。陳情内容は、現在の福島県最低賃金は時間額748円で、政府が目指す全国加重平均1,000円に比べて、ほど遠い金額であり、県内労働者の

賃金水準や経済実態などを比べても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが重要な課題になっております。

審査の結果、福島県の復興促進、労働人口の県外流出に歯止めをかけるためにも、一般労働者の賃金引き上げを時期を踏まえ、福島県最低賃金改定諮問に時期を可能な限り早め、早期に発効することが必要と考えます。また、平成29年3月定例議会においても陳情を採択していることから、陳情第21号は全会一致で採択すると決しました。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第21号は委員長報告のとおり採決と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、午後2時25分まで休議いたします。
（午後2時12分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時25分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、4件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この4件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、奥山宏委員が3月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き固定資産評価審査委員会委員に奥山宏君を適任と認め、選任したいため同意を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決、ご同意等を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◇

◇

◇

◇同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第12、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第1号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は原案に同意することに決しました。

◇

◇

◇

◇発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第13、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第1号を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま書記が朗読したとおりであります。趣旨をご理解の上、速やかなるご決議を申し上げて、提案理由といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第14、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第15、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(太田久雄君) 平成30年第1回国見町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴をいただきましたさまざまなご意見などを十分踏まえて、今後の町政執行にあたってまいりたいと考えており

ます。

なお、議員の皆様方におかれましては、今後とも復興と町政の進展、町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますことをお願い申し上げますとともに、時節柄、健康には十分ご留意の上お過ごしいただきますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成30年第1回国見町議会定例会を閉会いたします。

なお、午後2時50分より広報常任委員会を委員会室で開催いたしますので、委員はご参集ください。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後2時37分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月15日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 松 浦 常 雄

同 署名議員 阿 部 泰 藏